

御説明いたします。

この法律の施行の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する新型インフルエンザ等とみなして同法の規定を適用し、同法に基づく措置を実施することができるようになります。

このほか、所要の規定の整備を行います。

最後に、この法律案の施行期日は、公布の日の翌日としています。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。
官房内閣審議官安居徹君、出入国在留管理局出入国管理部長石岡邦章君、厚生労働省大臣官房総括審議官佐原康之君、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官浅沼一成君、厚生労働省大臣官房審議官吉永和生君、厚生労働省大臣官房審議官岸本武史君、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官奈須野太君及び中小企業庁事業環境部長渡邊政嘉君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○松本委員長 御異議なしと認めます。よって、
○松本委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申出がありますので、順次これを許します。長坂康正君。

○長坂委員 おはようございます。自由民主党の長坂康正でございます。
ただいま黙禱をさせていただきましたけれど

も、本日は、東日本大震災から九年目の三月十一日であります。復興政務官として一年半務めさせていただいた者といたしまして、被災地のさらなる一日も早い復興を心から願うとともに、ここに出席の皆様とともに復興の加速化を一層サポートしていくことをかたくお誓いをしたい。そして、審議に入らせていただきます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案について質問をいたします。

初めに、御不幸にも新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられました方々の御冥福をお祈りを申し上げますとともに、今治療中の皆様の一日も早い御回復をお祈りを申し上げます。

また、新型コロナ対策に連日御苦労をされている総理始め西村大臣など関係閣僚の皆さん、厚労省や内閣府、関係省庁の担当している事務方の皆さん、全国の自治体、保健所や医療機関等、現場で対応に当たられている全ての方々に、心から敬意を表します。

昨年末中国で発生した新型コロナウイルス感染症は瞬く間に世界各国に広がり、今、世界では感染者が十万人、死亡者も四千人を超え、イタリアでは全土で移動制限が始まりました。このよう

な中、日本政府は、いち早くチャーター便を飛ばし、邦人の帰国を支援しました。御協力をいたしました全日空やホテル三日月の皆さんに感謝をいたします。困難な状況の中でクルーズ船に対応した

皆さんにも敬意を表します。

愛知県では、藤田医科大学が、岡崎医療センターのオープンを繰り上げてまで新型コロナ患者を受け入れてくれました。英断に敬意を表します。

各地で新型コロナウイルスの感染者の受入れ体制も整いつつあります。北海道など、自治体独自の判断で学校休業措置がとられ始めた中で、一、二週間が瀬戸際という専門家の意見を受け、何と

しても学校における子供たちの集団感染を防ぐ必要があるとして、二月末に安倍総理の決断で、政

ど、一斉に休業要請が出されました。自治体任せにするのではなく、影響するところは政府の責任で対処するとともに、事態の深刻な自治体に対し

わけではないことから、依然として警戒を緩めることはできないとの現状認識が示されているよう

に、引き続き緊張感を持って状況を注視していく必要があると考えております。

他方、新型コロナウイルス感染症が経済に与える影響も深刻であります。ニューヨーク市場、東京市場も大幅安を呈したり、反発もしたりしておりますが、今後も予断を許しません。経営体質の脆弱な中小企業は徐々に深刻な状況になりつつあります。

他方、新型コロナウイルス感染症が経済に与える影響も深刻であります。ニューヨーク市場、東京市場も大幅安を呈したり、反発もしたりしておりますが、今後も予断を許しません。経営体質の脆弱な中小企業は徐々に深刻な状況になりつつあります。

初めに、御不幸にも新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられました方々の御冥福をお祈りを申し上げますとともに、今治療中の皆様の一日も早い御回復をお祈りを申し上げます。

また、新型コロナ対策に連日御苦労をされている総理始め西村大臣など関係閣僚の皆さん、厚労省や内閣府、関係省庁の担当している事務方の皆さん、全国の自治体、保健所や医療機関等、現場で対応に当たられている全ての方々に、心から敬意を表します。

昨年末中国で発生した新型コロナウイルス感染症は瞬く間に世界各国に広がり、今、世界では感染者が十万人、死亡者も四千人を超え、イタリアでは全土で移動制限が始まりました。このよう

な中、日本政府は、いち早くチャーター便を飛ばし、邦人の帰国を支援しました。御協力をいたしました全日空やホテル三日月の皆さんに感謝をいたしました。困難な状況の中でクルーズ船に対応した

皆さんにも敬意を表します。

愛知県では、藤田医科大学が、岡崎医療センターのオープンを繰り上げてまで新型コロナ患者を受け入れてくれました。英断に敬意を表します。

各地で新型コロナウイルスの感染者の受入れ体制も整いつつあります。北海道など、自治体独自の判断で学校休業措置がとられ始めた中で、一、二週間が瀬戸際という専門家の意見を受け、何と

しても学校における子供たちの集団感染を防ぐ必要があるとして、二月末に安倍総理の決断で、政

ど、一斉に休業要請が出されました。自治体任せにするのではなく、影響するところは政府の責任で対処するとともに、事態の深刻な自治体に対し

わけではないことから、依然として警戒を緩めることはできないとの現状認識が示されているよう

に、引き続き緊張感を持って状況を注視していく必要があると考えております。

初めに、御不幸にも新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられました方々の御冥福をお祈りを申し上げますとともに、今治療中の皆様の一日も早い御回復をお祈りを申し上げます。

また、新型コロナ対策に連日御苦労をされている総理始め西村大臣など関係閣僚の皆さん、厚労省や内閣府、関係省庁の担当している事務方の皆さん、全国の自治体、保健所や医療機関等、現場で対応に当たられている全ての方々に、心から敬意を表します。

昨年末中国で発生した新型コロナウイルス感染症は瞬く間に世界各国に広がり、今、世界では感染者が十万人、死亡者も四千人を超え、イタリアでは全土で移動制限が始まりました。このよう

な中、日本政府は、いち早くチャーター便を飛ばし、邦人の帰国を支援しました。御協力をいたしました全日空やホテル三日月の皆さんに感謝をいたしました。困難な状況の中でクルーズ船に対応した

皆さんにも敬意を表します。

愛知県では、藤田医科大学が、岡崎医療センターのオープンを繰り上げてまで新型コロナ患者を受け入れてくれました。英断に敬意を表します。

各地で新型コロナウイルスの感染者の受入れ体制も整いつつあります。北海道など、自治体独自の判断で学校休業措置がとられ始めた中で、一、二週間が瀬戸際という専門家の意見を受け、何と

しても学校における子供たちの集団感染を防ぐ必要があるとして、二月末に安倍総理の決断で、政

ど、一斉に休業要請が出されました。自治体任せにするのではなく、影響するところは政府の責任で対処するとともに、事態の深刻な自治体に対し

わけではないことから、依然として警戒を緩めることはできないとの現状認識が示されているよう

に、引き続き緊張感を持って状況を注視していく必要があると考えております。

○長坂委員 それでは、今回の新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正の趣旨について伺いたいと思います。

○安居政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、日本の感染拡大

は一定程度持ちこたえているという認識が示され

ておりますが、今後、一定の地域において急激な

感染の拡大が見られた場合にどのような措置をと

るべきか、常に最悪の事態を想定し、あらかじめ

策本部を設けるとともに、各部会等で関連団体等

から各界の実情についてヒアリングを行い、地域

や中小企業の声も反映させるべく政府に要望を続

けてまいりました。経済対策は、コロナ対策同

様、国民生活に影響が大きく、やるべき対策を

じゅうちょなく進めていただきたいと要望し、質

問に入ります。

まず、我が国の新型コロナウイルス感染症の陽

性患者は、クルーズ船を除けば五百人を超えるま

た。中国では八万人、韓国やイランでは七千人を

超え、イタリアは一万人を超えている状況であり

ます。日本はその地域とは一桁違いますが、それ

でも日々増加してきております。このような状況

は、病原体や病状等が既に知られているものでありまして、感染症法に規定する新感染症ではないという整理となります。

実際、その判断の根拠となるものは、今回の新型コロナウイルス感染症に関しては、日本時間の1月9日、この時点で、WHOが発表しております

すけれども、新しいコロナウイルスというものが原因であるということが確認をされておりますので、いわゆる未知のものではなく既知のもの、わかっているものということになります。

したがって、新感染症ということではなくて、

その後、1月28日に指定感染症に指定をしたわけでございます。これによって、感染症法上、指定感染症に対しても多くの措置を講ずることができますので、さまざまな措置を講じてきているところであります。

以上が今回の整理なんですけれども、その上で申し上げれば、この感染症法あるいは今回改正をお願いしている新型インフルエンザ特別措置法、特措法、この措置については、私人の大きな権利制約を伴うものもたくさんございます。したがって、弾力的な解釈によつて新感染症の、いわゆる未知のものの範囲に該当することについて、これは、やはり私権制約との関係上、慎重であるべきといふふうに考えております。

したがつて、基本的には、このインフル特措法のようなくん更に強力な措置をお願いする場合には、今回の新型コロナウイルス感染症もそうでありますし、今回もそれに限つてやつておりますけれども、法改正でお願いするのが適切といふふうに考えているところであります。

もう一点だけ申し上げると、仮に、ある感染症が指定感染症とされた後、つまり、未知であるといふことで新感染症に指定された後、やがてそれが病原体がわかつてくるわけですね。そうすると、新感染症に該当しなくなつて、指定感染症が指定されことになります。そうした場合、新感染症で全国に蔓延するおそれがあるものとしてインフル特措法の対象になつていてもかかわ

らず、感染症法上、新感染症から指定感染症に移ることによつてインフル特措法から抜けてしまふ、対象から外れてしまつというようなこともあります。

こう得るわけでありまして、新感染症に指定したとしても、そういう法的に不安定な状態に置かれて、いわゆる未知のものではなく既知のもの、わかっているものということになります。

ただ、今後、本当に未知なもので、わつと一齊に広がるようなものがあり得るかもしませんの

象とするという道はやはり残していくことが必要

かというふうに考えておりますけれども、しかしながら慎重に判断すべきということでありまして、

○長坂委員 は慎重に判断すべき

象とするという道はやはり残していくことが必要

かというふうに考えておりますけれども、しか

らは慎重に判断すべき

象とするという道はやはり残していくことが必要

かというふうに考えておりますけれども、しか

この緊急事態宣言の発出に際しては、既に閣議決定をされております政府行動計画において、これらの方針に該当するかどうかの判断について、専門家で構成されております基本的対処方針等諮問委員会に諮問をすることとしておりますので、今後策定する基本的対処方針の中では、専門家の意見を聞いて慎重に判断することを明記をしたい

と思いますし、いずれにしましても、その発出の判断に当たりましては、専門家の意見をしっかりと踏まえて適切に判断することとしたいたいというふうに思います。

○長坂委員 それはしつかり慎重に対応していただいたいと思います。

今回、法律改正が行われ、緊急事態宣言が出されるような状況になった場合に、今お話をございましたが、この緊急事態宣言が出されれば、各種活動の制限を行うという事態になるわけでありま

して、さまざまな形で国民の経済生活や生活に少なからず影響を与えてくる可能性が出てきます。大臣は経済再生担当大臣も担つていらっしゃるわけですが、そういうような事態のときにはどうに対応されるお考えか、お尋ねをいたしました。

そういう中で、今大臣からもお話をございましたが、私権が制限されるとか、いろいろなお話があります。改正法施行後にすぐ緊急事態宣言を出すことを想定されているのでしょうか、お尋ねいたします。

○西村国務大臣 まず、今回の法律改正の中でもお願いをしていまますように、蔓延のおそれが高い

と厚生労働大臣が報告をしてから政府対策本部が立ち上がりります。まずそれが行われることに、蔓延のおそれが高いと報告された場合にはそなります。

その上で要件がございまして、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新

型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速な蔓延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生することにされているわけですね。それが付与されることがあります。

御指摘のように、これらについては、私権を制限するものであるため、そもそも、あくまで必要な範囲内にとどめておかなければならぬといふことにされているわけですけれども、御指

者がこうむる不利益、こうしたもの総合的に勘案して、整理し位置づけられております。例えば、土地の使用であつたり、停留を行つた

ことの施設の使用、あるいは物資の売渡しの要請、こうしたことに対する補償措置を法律上位置づけることは慎重に検討すべきであるというふうに考えております。

他方、今回の新型コロナウイルス感染症につきましても、昨日も第二弾の緊急対応策をまとめたところでありますけれども、第一弾、第二弾、発表しておりますけれども、昨日は二兆円の規模の、これは金融と財政措置含めてですけれども、

対応策を講じることとしております。

こうした中で、いろいろな形で被害をこうむるというか損失を生じる中小企業の方々あるいは実際事業を行つていてる方々に対する支援、雇用調整助成金などを使つた支援、こうしたものをしてから対応しているところであります。

こうしたことも、今回の対応も踏まえて、仮に緊急事態宣言が発出さればしつかりと対応していくふうに考えていくところでござります。

○長坂委員 今は、専門家会議でも、何とか持ち

こたえている状況という見解が出てるわけでありますけれども、やはり、常に最悪の事態も想定しながら先手先手でいろいろなことを対応していくふうに考えていく次第であります。

今日のグローバルな人の移動の中、またサブランチエーンが複雑に絡み合う中で、新型コロナウイルス感染症の今後の推移は予断を許しません。ただきたいな、そんなふうに考えている次第であります。

そして今、政府の自衛要請の中で、大型イベン

審議の後に、要件に該当するとの専門的な評価があつた場合、本部長が緊急事態宣言を行うということになりますし、行うと、その旨を国会に報告

そして、御指摘のよう、要件、これは政令で定められておるんですけども、政令を見まして、もなかなか難しいところがございまして、定量的に何か基準を示すのは、この政令を見ましてもなかなか難しいんですけども、例えば、数値の比較においては、対象集団の年齢や地域の特性などに注意を払うことが必要であるというふうに考えております。

いずれにしても、専門家の意見を十分お聞きして、総合的に判断していくことが適切であるといふふうに考えております。

また、緊急事態宣言は事態が進行していること

私はやはり加えていくべきことではないだろうかと思ひます。

平成二十四年につくったあの特別措置法の積み残しの課題が損失補償である、そのように認識をしておりますけれども、これらについてはどのとうに考えられるか、この特措法における位置づけについてお伺いをいたします。

○神田大臣政務官 お答え申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法におきましては、法第四十五条の要請について、施設を管理する者又は催物を開催する者に対して行われるものでありますのですが、当該施設が感染の蔓延の原因となることから実施されるものでありますて、そもそも、危険な事業等は自粛されるべきものであり、使用制限等を要請する期間は、一般的に一時的であること、それから事業主は要請

私は熊本選出なのでござりますけれども、本年四月で熊本地震から四年が経過するわけでござります。さあ、これからよいよというときに、新型コロナウイルス感染症が熊本県でも六件発生して、大変大きな影響、観光、イベント業界、また飲食店、小売業、また経済界に大きな影響を与えております。

熊本県内の多くの中小企業、また小規模事業者は、もともとの債務に加えて、熊本地震後の多大な債務が残つておりますて、それに加えて、今回の新型コロナウイルスの影響による経済環境の悪化で更に債務が加わると、三重の債務を強いられてくることになります。

熊本地震のような激甚災害指定を受けた地域においては、例えば、この雇用調整助成金の特例についても、熊本地震の発生に伴う特例措置と同様

わたつて住民、企業の活動自粛を求める旨の宣言が発出されたところでございます。

こうした宣言を受けまして、他の地域にも増して事業活動が抑制されることが見込まれることから、雇用調整助成金のさらなる特例を設けまして、助成率の上乗せ等を実施することとしたところでございます。

の中で行われるわけでありますので、国会に報告することとされておりますけれども、できる限り丁寧に国会の先生方に對して説明してまいりたいと思いまし、いずれにしましても、御指摘のように、この特措法で新型コロナウイルスが対象になりますと、緊急事態宣言を行つた後にはさまたまな強力な措置がとれるようになりますので、これはいわば万が一に備えて準備をするということです、まさに緊急事態宣言が伝家の宝刀として、使わずに済むならそうなるように、まずは終息に向けて全力を挙げて取り組んでいきたいというふうな

より法的義務は負うものの、罰則による担保等により強制的に使用を中止されるものではないこととなつております。よつて、法律上、補償については規定をしておりません。

その一方で、今回の新型コロナウイルス感染症対策全体といたしましては、景気変動等によりまして一時的に事業活動の停止、縮小等を余儀なくされた事業者に対しましては、支給する雇用調整助成金についても要件を緩和いたしまして、使いやすく、手厚い内容のものとすることで、経済への影響を限りなく小さくするような対策を講

度の助成率の引上げをしてあげてはどうか、そのように強く熊本県や市からの要請も受けておりました。さらに、公明党から第三次緊急提言もしましたけれども、政府系金融機関における、特に深刻な影響を受けている中小・小規模事業者に対する無利子・無担保の融資を創設することと公明党からも提言を既にさせていただいておりましたが、第二次緊急対策ではどのように実現しているのか、お聞きをいたします。

最後に、フリーランス、また自営業の方々へ

いるわけではございませんが、同じような地域があらわれました場合には、同様の取扱いを実施することを考えております。

また、今後とも、新型コロナウイルス感染症の雇用への影響については、十分に注視をしてまいりたいと考えております。

○渡邊政府参考人 お答えいたします。

昨日取りまとめました第二弾の緊急対応策の中の資金繰り対策について、御説明をいたします。す。

に考えておるところでござります。
○江田(康)委員 ありがとうございました。

じておるところでござります。
さらに、昨日取りまとめをいたしました緊急対
応会議の二回目もござつて、午後六時半に

次に、イヘントの開催自粛等による損失補償等について、この特措法における位置づけをお聞きしたいと思います。

この特別措置の中には、金銭の債務の支払い猶予や政府系金融機関による融資が規定されております。さまざまなお影響を受けた事業者に対する支援措置であります。今回実施される第二弾も含めてでございますけれども、雇用調整助成金の拡充や、また、休校による休業補償のための新たな助成金の創設等については、この特別措置の中には

○江田(康)委員 それに関連して質問した方がわかりやすいと思いますので、この影響が出ているる経済界や事業者に対する支援措置について、第一弾の経済対策も含めて質問をさせていただきます。

北海道においては、新型コロナウイルス感
染症患者が他の地域に比べて多數かつ集中的に発
生し、感染拡大防止のため、知事から、三週間に
わたり、県内全店舗を休業するよう命ぜられました。
この間、飲食店の営業を休止する形で、多くの業者
が大きな影響を受けました。一方で、飲食店の業者
は、自らの経営を守るために、様々な対策を講じて
きました。たとえば、テイクアウトやデリバリーの
導入、店内の消毒強化、従業員のマスク着用義務化
など、実践的な対策が取り入れられていました。
また、政府による支援策も、この間、複数回にわたり
実施されました。たとえば、飲食店に対する融資支
援制度や、雇用調整助成金制度など、具体的な
支援策が実現されました。これらの支援策により、
飲食店の業者は、一時的な経営困難を乗り越え、
今後も事業を継続することができました。

ましては、全国千五十九万所に記載した経営状況を
口において情報収集を行つております。
これまで幅広い事業者から資金繰りに関する相
談が寄せられており、こうした状況を踏まえ、二
月十三日に取りまとめた第一弾の緊急対応策を確
保し、事業者の資金繰りを徹底的に支援してまいり
ました。

さらに、昨日取りまとめました第二弾の緊急
対応策の中には、日本政策金融公庫等において

めてございますけれども、雇用調整助成金の拡充や、また、休校による休業補償のための新たな助成金の創設等については、この特別措置の中に経済界や事業者に対する支援措置について、第一弾の経済対策も含めて質問をさせていただきます。

北海道におきましては、新型コロナウイルス感染症患者が他の地域に比べて多発かつ集中的に発生し、感染拡大防止のため、知事から、三週間に

ました。
さらに、昨日取りまとめました第二弾の緊急対応策の中には、日本政策金融公庫等において

審議の後に、要件に該当するとの専門的な評価があつた場合、本部長が緊急事態宣言を行うということになりますし、行うと、その旨を国会に報告することになります。私はやはり加えていくべきことではないだろうかと思います。

そして、御指摘のように、要件、これは政令で定められておるんすけれども、政令を見まして、もなかなかが難しいところがございまして、定量的

平成二十四年につくったあの特別措置法の積み残しの課題が損失補償である、そのように認識をしておりますけれども、これらについてはどのとうに考えられるか、この特措法における位置づけについてお伺いをいたします。

私は熊本選出なのでござりますけれども、本年四月で熊本地震から四年が経過するわけでござります。さあ、これからいよいよというときに、新型コロナウイルス感染症が熊本県でも六件発生して、大変大きな影響、観光、イベント業界、また飲食店、小売業、また経済界に大きな影響を与えております。

わたつて住民、企業の活動自粛を求める旨の宣言が発出されたところでございます。

こうした宣言を受けまして、他の地域にも増して事業活動が抑制されることが見込まれることから、雇用調整助成金のさらなる特例を設けまして、助成率の上乗せ等を実施することとしたところでございます。

特別貸付制度を創設し、売上げが急減した個人事業主を含む中小・小規模事業者に対しても実質無利子、無担保の融資を行うこと、そして、これらを、第一弾の緊急対策で講じた五千億円規模の資金繰り支援にもさかのばって適用をする等、御提言の無利子、無担保での融資を含む強力な資金繰り支援を盛り込んだところでございます。

引き続き、これら施策を通じて事業者の資金繰り支援に万全を期してまいります。

○本多政府参考人 お答え申し上げます。

昨日取りまとめられた第二弾の緊急対応策においては、委託を受けて個人で仕事をする方であって、小学校などの臨時休業等に伴つて子供の世話をを行うため、契約した仕事ができなくなつていらっしゃる子育て世代を支援し、子供たちの健康、安全を確保するための対策を講じることとしております。

具体的には、個人で就業する予定であった方にについて、業務委託契約等に基づく業務遂行等に対して報酬が支払われており、発注者から一定の指定を受けているなどの場合に、就業できなかつた日数に応じて一日四千百円を定額で支給する予定としております。

支援対象とする子育て世代は、新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等を行つた小学校等に通う子供の世話をを行うことが必要となつた保護者の方、また、新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある小学校等に通う子供の世話をを行うことが必要となつた保護者を予定しております。

この支援金の適用日は、本年二月二十七日から三月三十一日を予定しております。

申請先など支援策の詳細につきましては、決まり次第やかに公表し、周知していくないと考えております。

○江田(康)委員 時間が参りましたのでこれで終わらせていただきますが、この法案、国民の生命、健康を保護して、そして国民生活、国民経済

に及ぼす影響を最小化していく必要不可欠な法案でございます。一刻も早い成立を望みます。

終わります。

○松本委員長 次に、中川正春君。

こうして質問の機会を与えていただいたこと、感謝を申し上げたいと思います。

私は、きょうは、平成二十四年にこれは法律が成立をしたわけであります、その当時この立案に参画をした者の一人として、そういう立場から

質問をしていただきたいというふうに思います。まず、感染症に対する対処を規定する法律には、感染症法、検疫法、そして今回テーマになつたものはこの三つだと思うんですが、それぞれの対処の役割分担と三分けについてどう整理をされているか、まず、そこから聞きたいと思います。

○西村国務大臣 中川議員御指摘のとおり、感染症に対応する主な法律として、感染症法、検疫法、そして今回改正をお願いしております新型インフルエンザ等対策特別措置法、この三つがございまして、これは、お互いに補完し合いながら、そして感染症の拡大を防いでいくという関係にあるというふうに理解をしております。

いまして、これは、お互いに補完し合いながら、感染症法は、感染症の予防及び感染症の患者さんに対する医療、ここに関して必要な措置を定めることによって、感染症の発生を予防し、及びその蔓延の防止を図り、もつて公衆衛生の向上、増進を図るということを目的としておりま

す。患者さんの医療に着目して、そこにさまざまなかな規定を設けているということです。

また、検疫法は、これは、国内にふだんはない、普通はない、常住しない感染症の病原体が船舶や航空機を介して国内に侵入することを防止するというとともに、その船舶や航空機に関して予防のために必要な措置を講ずるということを目的としております。

この検疫法に基づくわゆる水際対策の徹底を

通じて、病原体が国内に侵入することを防ぎ、国内外では、感染症法に基づいて感染症の発生動向などを把握しながら、入院措置などを通じて感染症の蔓延防止を図るということであります。

今申し上げたように、感染症法と検疫法に基づく措置は、個々の感染者等を特定をして、そして、その患者さんにに対する措置を前提としたものでございます。

他方、新型インフルエンザ等、これは国民の大部がその免疫を持っていないということで、全国的かつ急速に広がる、蔓延するおそれがある、そしてまた、感染した場合の病状が重篤になるおそれがあるということで、蔓延によつて国民生活、国民経済に重大な影響を及ぼすという特殊性がありますので、このような事態に備えて、まさしくあるということで、蔓延によつて国民生活、国民経済の安定を図る法律が必要となるということで、この特殊性に鑑みて、感染症法等と相まってさまざまな措置を講ずることになります。

そこで、二番目には、総理大臣の緊急宣言の適否と、それから必要な対処要請に法的根拠を与えること、二番目には、専門家の意見をベースに政治判断をする基本というのが明記をされているという

こと、二番目には、総理大臣の緊急宣言の適否と、それから必要な対処要請に法的根拠を与えること、二番目には、専門家の意見をベースに政治判断をする基本というのが明記をされているという

こと、二番目には、総理大臣の緊急宣言の適否と、それから必要な対処要請に法的根拠を与えること、二番目には、専門家の意見をベースに政治判断をする基本というのが明記をされているという

ことです。それで、特措法を新型コロナウイルスに対応するのに適用することによってどういう結果が得られるか。一つは、専門家の意見をベースに政治判断をする基本というのが明記をされているという

こと、二番目には、総理大臣の緊急宣言の適否と、それから必要な対処要請に法的根拠を与えること、二番目には、専門家の意見をベースに政治判断をする基本というのが明記をされているという

こと、二番目には、総理大臣の緊急宣言の適否と、それから必要な対処要請に法的根拠を与えること、二番目には、専門家の意見をベースに政治判断をする基本というのが明記をされているという

こと、二番目には、総理大臣の緊急宣言の適否と、それから必要な対処要請に法的根拠を与えること、二番目には、専門家の意見をベースに政治判断をする基本というのが明記をされているという

総理は、どのような法律を根拠に、この強い権限を伴う、イベントの自粛や学校休業などの制限を国民に要請し得たのかということ、これが問題になると思うんですが、政府としては、どのようにこれは整理をされていますか。

○西村国務大臣 中川議員は当時、担当大臣であつたかと思います。答弁もしておられた、私も拝読させていただきました。この法律の制定の縦縦も御説明いただきまして、ありがとうございま

す。

御指摘のイベントの自粛要請あるいは臨時の一斉休校の要請、これについては、国として、あの時点で、ここ一、二週間が感染拡大のスピードを抑制するために極めて重要な時期であるとの認識のもとで行った要請であるというふうに理解をしております。

この要請は、当然のことではありますけれども、法的拘束力を有するものではなく、あくまで要請でありまして、最終的な判断は、イベントの主催者あるいは学校を設置する地方自治体、学校法人等において行われるものであるというふうに理解をしております。

多くの学校が休校していることだと思いますけれども、一部の地域では、そうせずに、独自の対応で感染を防いでいるようなところもあるというふうに理解をしております。

ちなみに、議員もよく御承知のとおりだと思いますけれども、緊急事態宣言が出される前であつても、政府対策本部が立ち上がり、その政府対策本部長である総理大臣には調整権限が付与されますので、その中で都道府県やさまざまな機関と調整をして、こういったことを要請することも可能であるかというふうに認識をしているところでございます。

○中川委員 や、その調整権限というのは意味合いが違いますよ。これは知事だとかあるいは市町村長、あるいは関連の指定をしていく事業体に対して調整権限があるので、直接国民に対してこうした要請をするというような解釈は、これはで

きないんですね。それだけに、この問題というの大きさは大きいと思うんです。

現状では、総理大臣の小中高等学校の休業要請やイベントなどの自粛について、基本的には、法的根拠のないまま、また専門家の意見を十分に聞くことなく唐突に出された単なる要請でしかないと言わざるを得ないです。

今回、どのような形にしても、国民や地方自治体の長など関係機関に対して事前の理解を得るための努力や仕組みを活用することを度外視をして、唐突に閣議決定だけの根拠で総理大臣の緊急要請がなされた。これだけ強い権力の行使は、幾ら危機対応とはいえ、法律にのつとり、その枠組みの中でなされべきことでありまして、そういう意味からいって、この特措法の意義というのも一つはそこにあるということなんです。

だから、事がこれだけ緊急的に懸念される状況になつた時点でこの法律が適用されるということではなくて、もっと先、要是、海外でウイルスが突然変異をして、それが人から人へ伝わって、ひょっとしたらパンデミックになる可能性があるというその時点での法律を適用するかどうかと、いう判断をしていくということ、そこがこの法律に課された課題としてあるので、そのことを十分に意識をして運用していただきたいというふうに思っております。

次に、コロナウイルスが新感染症指定になつてないということの問題を取り上げていきたいと、いうふうに思うんです。

SARSの場合、当初、新感染症分類、その後、SARSの場合は、当初、新感染症分類、その後の状況によつて、指定感染症から、現在は二類感染症といつたことになつています。

今回のコロナウイルスが中国で初步的に確認されたのが一月五日、一月二十日には習近平主席が情報の即時公開の指示を出した。このころに、日本としては、SARSのときのように、一旦は安全部長を見て新感染症の指定を考えるべきだったといふことだと思ふんです。そのことによって、特措法が現状のままでコロナウイルスへの適用が可能

となつて、特措法の緊急事態宣言に至るまでの水際作戦などの、いわゆる法律の手続にのつとつた形で実行ができたはずであります。

厚生労働省のコロナウイルスに関する初期の判断、特措法の対象になる新感染症ではなくて、そこから外れる結果になつた指定感染症に分類したことについては、これは間違つていたと私は思っています。その点について、厚労省はどうですか。

○稻津副大臣 お答えさせていただきます。まず、政府として、一月の二十一日より、新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議を開催いたしました。

そして、一月三十日には新型コロナウイルス感染症対策本部を設置いたしまして、これから政府、関係省庁一丸となつて必要な感染防止対策を実施をしてきたわけですが、それから新感染症の対策本部を設置いたしまして、ここから政

員から御指摘のありました、一月二十日ですかね、習近平国家主席の対策公言のときから考えてみますと、既に二十一日に関係閣僚会議を開いたということを今申し上げました。

それから、新型コロナウイルス感染症について感染症法上の指定感染症等に位置づけることによりまして、感染者に対する入院の措置ですか医療費の公費負担、そうした必要な感染拡大防止策を二月一日から実施してきたところでございました。

その上で、委員御指摘の新感染症について申し上げますと、新感染症に該当するのは未知の感染症であり、今回の新型コロナウイルス感染症とは、原因となる病原体が特定されていること等から、念頭に置かれている現行の新型インフルエンザ対策特別措置法の対象にならない、このように承知をしているところでござります。

○中川委員 例えば、コロナウイルスではなくて、ここで新型インフルエンザの場合というのを見していくと、現在、感染症の二類に分類されていて、二つのことを提案をしていきたいと思うんです。

それで、私の方から改めて提案をしていきたいと、これからも事が起つたときにこうした修正を繰り返していくということになるわけであります。それでいいのかということだと思います。

今回、政府から出てきた修正案がその一つで、修正をする必要が出てくるということになります。

今回、政府から出た修正案がその一つで、これからも事が起つたときにこうした修正を繰り返していくということになるわけであります。それでいいのかということだと思います。

それで、私の方から改めて提案をしていきたいと、これからも事が起つたときにこうした修正を繰り返していくということになるわけであります。それでいいのかということだと思います。

それで、私の方から改めて提案をしていきたいと、これからも事が起つたときにこうした修正を繰り返していくということになるわけであります。それでいいのかということだと思います。

る可能性があれば、それは病原体が確認できるものであつたというふうに思うんですよ。そこに横展開をして、新感染症の場合も、同じようにこの特措法の対象としていこうというのが法律の趣旨であつたんです。

コロナウイルスが病原体として特定されているかどうかということではなくて、既に既存のコロナウイルスが変異をして、人から人へ感染が確認をされて、重篤で、ワクチンのない中でその対応が模索されて、高い重篤度と蔓延の可能性がある場合にはこの特措法の対象となるということだけだと思っています。

もし、厚生労働省の言うように、病原体や病状等が既に明らかになつているから新感染症には当たらず、したがつて、そのままではこの特措法の対象にもならないとすれば、この特措法で緊急対処の対象とするほんどの新感染症の類型を否定することになつていくんですよ。これは使えないことを回避しようと思えば、感染症には分類できません。

これを回避しようと思えば、感染症には分類できなために、逆に、今回がそうであるように、特措法の改正を苦肉の策としてとらなければならぬ。あるいは、政府がもしこれしかないと判断しているとすれば、パンデミックの可能性が出てくるたびに個々の病原体の名前を入れて特措法の修正をする必要が出てくるということになります。

今回、政府から出た修正案がその一つで、これからも事が起つたときにこうした修正を繰り返していくということになるわけであります。それでいいのかということだと思います。

それで、私の方から改めて提案をしていきたいと、これからも事が起つたときにこうした修正を繰り返していくということになるわけであります。それでいいのかということだと思います。

を起こして、人から人の感染、重篤度、伝染力などが高いという可能性や、あるいは開発されたワクチンがなくて、確立された治療法もないなどの条件がそろえば、これを新感染症と分類するか、これが一つの選択肢だと思うんですが、又は、必ずしも感染症の指定にこだわらずとも、特措法の中にある未知の感染症の定義を、ウイルスの変異後の形態、疾病情報と重篤度が明らかではなくて、既存のワクチンが存在しない、そういう中でこのまま進めば重篤なパンデミックを起こす可能性があるという分類で、新感染症の指定にこだわらずとも法の対象とする、この旨をこの特措法に普遍的に付加する、個別のコロナということじやなくて、こうした類型をつくって、この特措法に指定していくという位置。

この対象とすることのお願いをしておりますけれども、今回の一連の事象が終息した後に検証を加えて、この特措法のあり方、感染症法との関係を整理していくことは私は必要なことだというふうに理解をしております。

政府の対処措置は、国会への報告義務でこれほどまつてゐるんですね、法律の中では。こわいは、やはり立法府もこの緊急対応に対して一緒に参加をして、全国民的な危機対応をするということ、これが大前提だと思うので、そういう意味で、報告だけでなく、議論して承認していく過程と、これが必要ではないかということだと思います。

立法府を軽んじることであつてはならない、そういう意味合いもあるんですねけれども、それ以上に、やはり全国民的に一つになつて危機対応をしていくという体制をつくるには、立法府も参加をする、意思決定に参加をするということなんですね。

そこを加味して一つ考えていただきたいといいます。

ところでございます。
いずれにしても、新型インフルエンザ等への対応がこれまでなかつたことによつて、まだ未実施というふうに整理をしているというふうに伺つておりますが、附帯決議にあることは十分承知をしておりますので、それを踏まえて対応していくと考えております。(中川委員「もう一つの、国会について」と呼ぶ)
国会については、非常事態宣言を発出したときには国会に報告するというこの法の規定になつておりますが、そういう事態は非常に国民生活、経済に大きな影響を与えるものでありますので、丁寧に、できる限り丁寧にその状況、そうしたことについては国会に対して御説明をしていきたいというふうに考えております。

○西村国務大臣 御指摘の御懸念も、私も共有をいたします。
ただ、一方で、この感染症法も非常に強い権限がありますし、さらに、インフル特措法は強力な措置が都道府県知事に与えられますので、そういう意味で、御案内のとおり、第五条に、基本的個人権をしっかりと尊重する、私権の制約に対しては最小限とするものという規定がござります。
そうした非常に強い法律で、私権の制約を伴うものであるということを考えれば、裁量の余地は余り広くしない方がいい、恣意的な運用がなされないようにする方がいいということでもありますので、その要請とあわせて、しかし、万が一のところで、このインフル特措法の措置を使わないと、国民生活、経済、何より生命に大きな影響を与えることになりますので、そういう道は残しておかなければいけないと思いますけれども、こうしたバランスを考えながら、今回、全て終わった後にはしっかりと検証して、どういうやり方がいいのか考えていくべきだというふうに思っています。
○中川委員 もう一つだけ、将来の法改正に向かって私の懸念事項をお話をしたいと思うのですが、一つは立法府との関係なんですね。

政府の対処措置は、国会への報告義務でこれはとどまっているんですね、法律の中では。これは、やはり立法府もこの緊急対応に対して一緒に参画をして、全国民的な危機対応をするということ、これが大前提だと思うので、そういう意味で、報告だけでなく、議論していく過程で、というのが必要ではないかということだと思います。

立法府を軽んじることであつてはならない、そういう意味合いもあるんですねけれども、それ以上に、やはり全国民的に一つになって危機対応をしていくという体制をつくるには、立法府も参加をする、意思決定に参加をするということなんですね。

そこを加味して一つ考えていただきたいということと、それからもう一つは、人権についての問題なんですが、第五条には、人権への配慮規定ということがあります。しかし、それだけではなくて、ちょうど参議院の附帯決議十七項で指摘されてるんですけども、人権侵害に対する不服申立て又は訴訟その他権利利益の救済に関する制度わゆる不服申立ての制度ですね、これをこの中に入れ込んでおくべきだったと私は今思っているんです。

この二つの課題に対して、実は、この参議院の十七項というのは、三年後にはそれを見直すといふ、その附帯の中にその話も入っていまして、それが見直されていないという現実もありますので、そのところ、この二つの課題に対して、ぜひこの機会に修正項目に追加することを求めていきたいというふうに思うんです。

・そのところ、大臣、御答弁をいただきます。

○西村国務大臣 御指摘の項目につきましては、この附帯決議十七番目に入っております項目でありますけれども、法の公布後、平成二十四年に開催されました新型インフルエンザ等対策有識者会議においても、行政不服審査法等で対応するという原則が示されておりまして、その後もその方針方に変更はなかつたというふうに理解をしていると

ころでございます。

いずれにしても、新型インフルエンザ等への対応がこれまでなかつたことによつて、まだ未実施というふうに整理をしているというふうに伺つておりますが、附帯決議にあることは十分承知をしておりますので、それを踏まえて対応していくかと考へております。(中川委員)もう一つの、国会について」と呼ぶ)

国会については、非常事態宣言を発出したときには国会に報告するというこの法の規定になつておりますが、そういう事態は非常に国民生活、経済に大きな影響を与えるものでありますので、丁寧に、できる限り丁寧にその状況、そうしたことについては国会に対して御説明をしていただきたいとあらうに考えております。

○中川委員 終わります。

○松本委員長 次に、後藤祐一君。

○後藤祐一委員 立憲民主・国民・社保・無所属フォーラムの後藤祐一でございます。

本日で東日本大震災から九年となります。お亡くなりになつた皆様の御冥福をお祈りするとともに、全員に、一日も早い復興をお祈りするとともに、全力を尽くして応援してまいりたいと思います。

また、今回の新型コロナウイルスの感染については、全国で治療に当たつておられる方ですとか、蔓延防止のために尽くされておられる皆様、政府の皆さんも含めて、あるいは自衛隊員なんかも含めて頑張つておられると思いますので、敬意を表したいと思います。

さて、本日は、我が会派から修正の提案を行つてまいりました。そして、与野党でこれについて協議を、きのう、かなり断続的に、五、六時間にわたつて行わせていただきました。その結果、お手元の配付資料の附帯決議という形で与野党合意に至つているわけでございます。

これについて一つ一つ確認をさせていただきたいたいと思いますので、特段申し上げない場合は西村大臣にお答えいただきたいと思います。

まず、この法律が仮に成立して施行になつた後

どうなるのかというのをちょっとと確認させていた
だきたいんですけど、この政府案の一条の二第二項
というのは、厚生労働大臣が新型コロナウイルス
感染症の蔓延のおそれが高いと認めるときに動き
出すとなつておるんですけども、今現在は蔓延
のおそれが高いと認めるときには該当しないとい
うお答えが、少なくともきのうありました。

この法律が施行になつたら、しばらく空白期間
があつて、蔓延のおそれが高いと認められるまで
空白期間が流れ、それから本部設置になるの
か、あるいは、今はまだおそれが高いとまでは言
えないけれども、法律が施行になつたら直ちに、
一日二日の間はあるのかもしれません、この蔓
延のおそれが高いと認めて、十五条に基づいて新
型インフルエンザ等対策本部が設置されるとい
うことでよいのか、大臣、お願いします。

○西村國務大臣 御指摘のように、新型コロナウ
イルス感染症の今の状況は、現在、国内の一部の
地域で小規模患者クラスターが把握をされている
が、まだ大規模な感染拡大が認められている地域
があるわけではなく、今後の国内での流行を抑え
るための重要な時期であると考えておるというの
が現在の評価でございまして、この点は、三月九
日に公表された専門家会議の見解でも変わつてい
ない、そういう状況にあるというふうに認識をい
たしております。

御指摘のように、今回の特措法の改正では、新

型コロナウイルス感染症の蔓延のおそれが高いと
認めるときに、法第十五条第一項に基づいて政府対
策本部を設置することとされております。これ
は、国内で相当数の都道府県で患者クラスターが
確認されるなど、現状よりも更に感染が拡大し
て、今後の国内での流行が抑えられなくなつた状
況を指すものであると理解をしております。

厚生労働大臣において、この点について専門家
の意見を聞いて適切に判断される。法にのつと
て、その報告がなされて本部が立ち上がるとなつ
ておりますので、厚生労働大臣において、専門家
の意見を聞いて適切に判断されるというふうに考

えております。

○後藤祐委員 今のお答弁ですと、今の時点ではまだコロナウイルスの蔓延のおそれが高いとい
う状況ではないと。

この法律、それほど時間はかからず成立するで
しょう。そして、その翌日に施行になるんです
が、それからしばらくの間、蔓延のおそれが高い
という状態にならなければ、何のためにこの法律
を改正するんですか。この蔓延のおそれが高いと
認めるときという書き方をしない方がよかつたん
じやないんですか。この法律を適用したいから今
出しているんじゃないんですか。

緊急事態宣言をするしないは、また次の段階の
問題としてありますよ。その緊急事態宣言をする
前の段階でできることもあるんですよ。それを適
用するためには、この蔓延のおそれが高いと認め
るときではなくて、もう今すぐ適用できるような
要件にすべきだったんじゃないんですか。非常に
そこは、何のためにこのタイミングで出している
のか危うい発言をされるので、非常に残念なん
ですね。

○西村國務大臣 三月九日の専門家会議でもまさ
かに指摘をされているとおり、諸外国でも患者数が
急増しておりますし、そして国内においても、何
とか持ちこたえてはいるけれども、油断してはな
らない、ここで手を緩めではならないという状態
でありますので、ここから先、今やっている措置
がうまくいけば、うまく終息に向かえば、患者数
が減つて終息に向かえば、もちろんこれは立ち上
げが必要はなくなつてくるわけでありますけれど
も、しかし、今の状況はどちらに進むかわからな
い。感染が拡大していくのか終息していくのかわ
からない状況で、一定、持ちこたえているけれど
もという評価をいただいておりますので、これが

に専門家の意見を聞いて判断をして、本部を立ち
上げるということになつていくと思います。

○後藤祐委員 緊急事態宣言は少し間があつて
もいいですよ。それまでの間、例えば二十九条五
項というのは、今、中国、韓国から入ってきたと
き、二週間とめ置かなきやいけないじゃないですか。
場所はあるんですけどといったときに、空港の

近くのホテルは使えるかどうかといったときに、
これ、使わせてもらいますよと二十九条五項はで
きるんですよ、緊急事態宣言をしなくても。これ
なんかは、この法律を施行して、でも本部を立ち
上げないとできませんよ。本部を立ち上げればそ
れはできるようになるんですよ。まさに手をこま
ねいでいるじゃないですか。

これは条文の書き方次第でできたんですね。
ちょっとそこは問題があるなということを、これ
から、この法律が施行になつた後、本部が立ち上
がるまで一休どれだけの空走期間があるのかは、
ぜひ、国民、皆さんが見てると思いますので、
英断を下していただきたいなと思います。

それと、その本部が立ち上がった後の話ですけ
れども、今も新型コロナウイルス感染症対策本部
があります。これは、新型インフルエンザ等対策
本部という法律に基づくものに一元化されるとい
うことでよろしいでしょうか。

三つ、二重なものが生まれるんですね。

一つは本部。二つ目は、特措法に基づく基本的
対処方針というのを定めなくてはならないはずな
いですが、今までの例えは二月二十五日の基本
方針ですか、今までいろいろな方針が定められ
ていますけれども、これは、この法律に基づいて
定められる基本的対処方針に全て一元化されると
いうことでいいのでしょうか。それと、三つ目の
二重は専門家会議でそれとも、新型コロナウイ
ルス感染症対策専門家会議というのが今あります
が、これがなくなつて、特措法に基づく基本的対
処方針等諮問委員会に一元化されるんでしょう
か。

この三つの、本部、方針、専門家の会議、これ
動計画に基づいて、第十八条に、基本的対処方針
を定めることとなつておりますので、行動計画を
進めますので、そういう意味で、同等の機
能を持つもの。ですから、本法律に基づく政府対
策本部が立ち上がりければ、当然そちらに一元化をし
ていくということになります。

そして、その本部が設置された際には、政府行
動計画に基づいて、第十八条に、基本的対処方針
を定めることとなつておりますので、行動計画を
踏まえながら、事態の推移を見きわめつつ行つて
いくことになりますけれども、まさに、今ある基
本方針も参考にしながらですけれども、基本的対
処方針等諮問委員会、これはもう今設置されてお
りますので、インフル特措法で設置をされてい
ますけれども、基本的対処方針も参考にしながらで
すけれども、基本的対処方針を定めていくことになります
ので、本部が立ち上がつた後はそちらに一本化して
いくということになります。

そして、最後の御指摘が専門家会議についてで
ありますけれども、委員御指摘の専門家会議は、
今の、現在の法律に基づかない対策本部のもとに
置かれた会議体でありますので、これまでさまざま
な医学的な見地からの御意見をいたでいていると
ころでございます。

そして、この法律に基づいて政府対策本部が設
立された後には、先ほど申し上げたように、基本

が二つ併存しないで一つにまとめられるというこ
とでよろしいんでしょうか、大臣。

○西村國務大臣 先ほどお答えをしましたと
おり、まさに蔓延のおそれが高いと厚生労働大臣が
専門家の意見を聞いて判断をしたときに政府対策
本部が、この改正がなされた後は、この法律に基
づいて本部が立ち上ります。

それまでの間、これがどのぐらい期間があるか
は現段階ではまだ申し上げられないんですけど
も、今後の感染の拡大の状況によるわけですけれ
ども、まさに今ある本部、今やつてある、実際に
法律に基づかずにやつてある本部は、まさにこの
インフル特措法に基づく政府対策本部と同様の機
能を持つ。実質上、閣僚は全閣僚が入つて、調整
をしながら進めております。総理の指示のもとで
進めますので、そういう意味で、同等の機
能を持つもの。ですから、本法律に基づく政府対
策本部が立ち上がりければ、当然そちらに一元化をし
ていくということになります。

的対処方針等諮問委員会というのがござりますので、そこいろいろ意見を聞きながら対処方針を決めたりしていくことになつていきます。緊急事態宣言を発するか発しないかというときにも、そ

この基本的対処方針諮問委員会に諮ることになります。

ておりますが、このことは約束いただけますで
しょうか、大臣。

○西村国務大臣 既に政府が策定しております行
動計画におきましても、先ほど申し上げた基本的
対処方針等諮問委員会の専門家の皆さんにしつか
りと聞いて、そして判断することになつております
ので、そのような形で行つていきたいというふ
うに考えております。

○後藤祐祐委員 それについては、附帯決議の一

て、それを尊重して判断をしていくということですから、基本的にはそういうことでいいというふうに理解をしています。

○後藤(祐)委員 基本的にはとか、バッファーがつくられても困るんですよね。これはもう決まっているんですよ、手続が。諮問するかしないかのところはいろいろな判断があり得ると思います。ですが、公示案を諮問するんですよ。公示案を諮問して、この公示で「いいください」といて、諮問委員会から、まあ答申と言わないそういうなんすけれども、意見の提示があつたら、それは

○後藤(祐)委員 初めて法律による行政が実現しました。法律に基づかない本部でやつていたと、さつき答弁したじゃないですか。

まあ、冷静にいきましょう。次。

四ページ目の修正提案の②でございますが、緊急事態宣言をする前に国会に事前の承認をとるべきだという我々の意見を提出をしていた、修正案を提出していたところでございますが、これについては附帯決議の三というところで与野党の合意をしているところでございます。

そのまま読み上げますので、これでいいですかと聞きますので、答えてください。

「緊急事態宣言をするに当たっては、特に緊急の必要がありやむを得ない場合を除き、国会へそ

の旨及び必要な事項について事前に報告すること。同宣言を延長する、区域を変更する、又は解

除する場合も同様とすること。「」でよろしいですか。

○後藤(祐)委員 大変重要な進歩だと思います。

事前承認でないところは野党側としては残念なことではあります、事前に報告をいただくということで、一定の進展など理解します。

中身を少し聞きたいと思いますが、この附帯決議三にある、「特に緊急の必要がありやむを得な

い場合」とは、どのような場合ですか。

これから緊急事態宣言をするということになれば、あらかじめ、今だつて準備ができる状態に

なつて いると思 います。したがつて、今 回の 新型コロナウイルスに 関して 言うと、「特 に 緊急の 必要があ りや」と 导 ようの 見 法は こ は 当然 な いと い

うことによろしいですか。

が急激に広がっているとか、重篤な患者が急速にふえているとか、そういういたファクトがあつて、対策をばつづく緊急に必要なことへうことであつて、

文算がでこぐ異常に必要かといふことであつて

総理が、よし、あした宣言を出そぞということような緊急性ということではないと。つまり、ファクトがだんだん広がっているのは、今までだんだん広がってきてているわけですから、今やこの新型コロナウイルスに関して言うと、一定の予測可能性の中にあるわけです。あした突然一万人ふえるとかいう状態ではないわけです。

なので、今回の新型コロナウイルスについては、「特に緊急の必要がありやむを得ない場合」は当たらないということでおろしいですか。

○西村国務大臣 現状の感染拡大のベースから考へると、そういう事態には当たらない、特に緊急性の必要があるにいうふうこよ見寺点では忍耐して

○後藤(祐)委員　今、時期を失すことなく丁寧に説明をしていきたいというふうに思つております。

○後藤(祐)委員　今、時期を失することなく丁寧にいう言葉で、実態上は今回の新型コロナについては国会に事前に報告するということでお約束いたしましたと理解します。

それでは、国会に事前報告する必要な事項とは何でしょうか。特に、何で緊急事態宣言を発すんですかというところについては、ぜひ、これかんたんに説明責任があると思うんですね。」

それから、あわせて、緊急事態とされる理由ですね。したがって、そういうデータに基づいてこういう判断でやるというようなことも含めて、しっかりと報告をしていきたいというふうに思います。

○後藤祐祐委員 最後のところで、こういう判断でやる、理由も含めて国会に事前報告するというのは、大変前向きな姿勢として評価をいたしたいと思います。この理由という言葉を入れるのに、きのう相手時間がかかったと与野党協議でございましたので、大臣の御決断として評価をしたいと思います。与野党共同してやっていくというのをこういうことだと思いますので、

○西村国務大臣 緊急事態宣言の終了に関するところでありますけれども、これも、その手続について法三十二条の五項に規定がございます。この解除宣言を発することについては、既に閣議決定しております政府行動計画の中におきまして、先ほど来申し上げております基本的対処方針等諮問委員会、この専門家の意見を聞いて、政府対策本部部長である総理大臣が速やかに決定、宣言した上で国会に報告ということにしております。

その際には、まさに緊急事態宣言を発するときと同様に、厚生労働省始め、さまざまデータ、情報を踏まえて、国内外の流行、感染の状況、国民生活、国民生活への与える影響などを総合的に

ておりません。

ただ、今後どういう形の感染拡大になつていいくのかどうか、そこは予見ができませんので何とともに申し上げられませんけれども、基本的に、御指摘あつたように、本当に急激に拡大をして、もう一刻も早くやらなきやいけないというときには、まさに「やむを得ない場合」に当たるのかなというふうに考えております。

○後藤祐一委員 それはあらかじめわかるじゃないですか。今も限りなくそれに近い状態になつてゐるんだつたら、早く国会に事前報告してくださいよ。

例えば、何日に緊急事態宣言するかはちょっとまだ未定だけれども、近いうちにやりますから事前に報告しますとかいう言い方だつていいですよ。それはやりようがいろいろあると思うんですね。

林綱締ての間をあらわしてたが、
實際、特措法の三十二条一項で緊急事態宣言をするときは、期間と地域と、あとこの新型インフルエンザ等緊急事態の概要というその三つについては、今でも事後ですけれども報告する対象物になつてはいるんですけどねども、この概要というものがの中に、感染症や重篤者というのがどのくらい広がつてしまっているかということ、そして、このがどうなつてているかということ、ファクトからすると、施行令の六条二項の緊急事態の要件、これを満たしているという判断、つまり、これだけ広がつてしまっているから要件に該当しますという説明であれば、それは理由そのものだと思うんですね。といったことは、この国に事前報告する必要な事項に含まれるといふことによろしいでしょうか。

○西村国務大臣 御指摘のように、緊急事態措置を発するときには、期間、地域、それから御指摘

続きまして、修正提案として我々が出した四ページ目の③、失礼、④ですね。③は延長する場合ですね、緊急事態宣言を延長する場合にも事前の承認を求めるべきではないかという提案を我々しておりますけれども、残念ながらこれは条文修正は難しいということで、先ほどの、事前に報告するということ、延長の場合についても同じような措置になるというふうに伺っております。

そこで、今度、四つ目でございますけれども、国会の議決による終了措置、つまり、一回緊急事態宣言をして、もうそろそろ終わりにすべきではないんですか、人権制約する面があるんですねから、もうここまでおさまっているんだからそろそろ終わりにすべきなんじゃないんですかといつて、今の法律上なっています。ですが、この緊急事態宣言を続けることによって国民の命、健康を守る

勘案して、想定して判断をすると、ことになつておりますので、これはもう迅速かつ適切に決定を行う、専門家の意見をしつかり聞いてやることです。御懸念のように、不必要に緊急事態が残ることはないというふうに考えております。

○後藤祐委員 データを精緻にとるとか、そういうことは政府の方が得意ですよ。ですが、先ほど私が申し上げたように、緊急事態措置を続けることによって命を守るという大事さと、人権制約をしているという大事さのバランスをどう考えるかということは、これは政府は得意なことじやないんです、本来。本来これは立法府が、国民の代表として、このバランス感は持つていい。逆に言うと、そうでなかつたら立法府なんど、いうのは何のためにあるんだということになるわけですね。

の緊急事態の概要がござります。そして、発すする要件の政令には、定量的に示すのはなかなか難いといふでありますけれども、しかし、重篤な症状の方の発症率というか、どのぐらい発症しているかといふようなことも逐条解説のコメント欄に記載をされていところでありますので、そうしたことでも含めて、できるだけそうしたデータも含めて、丁寧に国会には説明をしたいというふうに思つております。

そういう意味合ひと、一方で国民の人権を制約する
というもののがバランスは、政府ではなくて本来立
法府が考へるべき話だと思うんですね。
ですから、この緊急事態宣言を終わりにできる
ということを国会で議決、すなわち、緊急事態措
置の終了を国会で議決したら政府は終わりにしな
きやいけない、解除宣言を出さなきやいけないと
いうのが我々の修正提案なのでございますが、こ
れも本来やるべきじやないでしようか、大臣。

ぜひ、大臣、附帯決議の五を『らんください』。これも与野党で合意しているものですが、「政府は、課題の共有・解決に向け、与野党に対しても必要な情報共有を適時、適切に行うとともに、与野党の意見を尊重して施策の実施にあたること。」ということで、与野党合意されています。

これに基づいて、もうそろそろ終わりにすべきでないかというような状況が出てきそうなとき、あるいは、これは我々、与党、野党も含めて、

我々の方から提案することもあるでしょう。この附帯決議の五に基づいて、ぜひこの場で意見交換をして、実際に施策の実施、すなわち緊急事態宣言を解除するということもこの中でやつていただきたいというふうに思います。

さて、これができないとなると、すなわち国会議決による終了ということができないとなると、二年というのが長過ぎるのでないかという議論がございます。これは我々会派内でもたくさん議論がございました。

政府案では、「施行の日から起算して二年を超えない範囲において政令で定める日までの間」と。今回の新型コロナウイルスに関してです。一般的論ではなくて。今回の新型コロナウイルスに関する二年を超えない範囲となっていますが、そんなに長くやるんですか。緊急事態宣言。今回の新型コロナウイルス感染症について、二年もの間に、緊急事態宣言を続ける可能性があるということなんですか。これは長過ぎるんじゃないですか。とりあえず例えば半年くらいにしておいて、更に必要であつたら延長をするということはできるわけですから。これは二年なんて言っちゃうと、政府が公式に、今まだ緊急事態宣言をする状況ではないということは、今よりもひどい状況、緊急事態宣言をしなきゃいけないようなひどい状況になつてから二年も続くということなのも、これは壮絶な話でありまして、もう少し短い、もう少しといふいうか、せめて半年とかいうぐらいにしておいて、必要ななら延長すればいいかと思いませんが、いかがでしょうか、大臣。

○西村国務大臣 まず、先ほどの情報共有をしきりやつてほしいというお申出、御質問に対しても、御指摘のとおり、課題の解決に向けては与野党協力してやる部分が本当に必要だと思いますのながら、その御意見を尊重しながら実施に当たつてしまいたいというふうに考えておりますし、念のためですけれども、政府対策本部が立ち上がり

ば、法律上、しっかりと都道府県知事とも総合調整ができる機能がありますので、そこでも、もちろんそれぞれの地域の現状などもしっかりと踏まえて対応をしていきたいというふうに考えております。

その上で、適用期日の件でありますけれども、かどうかのまだ瀬戸際にあるというような認識が示されておりますし、専門家の中には、発言をしておられましたけれども、年をまたいでというよ

うなことをおつしやつておられる専門家もおられました。

もちろん、それぞれ個々に考え方も違うものもあるかと思いますけれども、そうしたこともしつき定が一年なんですね。今、新型コロナウイルスを指定感染症に二月一日に指定してから一年間といふかり踏まえながらですけれども、指定感染症の指定が一年なんですね。これについては適時適切に取りまとめて、御指摘のような理由、その内容についてしっかりと取りまとめて、政府対策本部から国会への報告、これについては適時適切に行つていただきたい、しっかりと対応していきたいとおもいますけれども、現時点では一年、おっしゃるように、二年とは今のところ考へておらずに、一年ということを考えているというふうに思っています。

○後藤(祐)委員 二年を考えておらず、一年を考へておるといふのは今までなかつた新しい御発言だと思いますが、一年もちょっと長いと思います。二年というところも考えていただきたいといふことになりますので。一年間は延長できることになりますけれども、現時点では一年という規定であります。されども、現時点では一年、おっしゃるように、二年とは今のところ考へておらずに、一年ということを考えているというふうに思っています。

次の修正提案ですが、四ページ目の修正提案の⑤ですね。緊急事態措置の実施状況についての国会への適時の報告の条文修正案を我々提案しておりましたが、これについては、附帯決議の四といふ形で、知事なんかが、この緊急事態措置を実施したときは、遅滞なく、その旨及びその理由、これも理由が入るんですね、理由を政府対策本部長たる総理に報告することと。そして、本部長は、報告を受けた事項を取りまとめ、この緊急事態宣

言の実施状況について、適時に国会に報告することということで、与野党合意がなされておりますが、当然、大臣、各知事なんかから上がつてくる理由もまとめて政府対策本部長から国会に報告されるということです。

そして、この適時とは、どんな場合、どんなときなんでしょうか。例えば、新しく、人権制約度

が、なぜか。大臣がいついつ確認をされると思いますが、十九歳までの政府がとった対応について、第三者的立場

から、客観的、科学的に検証し、その結果を明らかにすること。」をお約束ください。これは西村大臣及び稻津厚生労働副大臣にもお願いしたいと思

います。

○西村国務大臣 まさに新型コロナウイルス感染症の今回の対応については、さまざまな御指摘もいただいておりますし、我々、全力で取り組んできたところではありますけれども、ぜひ、この事

態がある程度収束した後には、学識経験者、第三者的な意見も伺いながら検証し、今後同様な事例が発生した場合にしっかりと対応できる

ようになりますけれども、今は非常に急を要するということもあってお願いをして、法改正をこのような形

でお願いをしておりますけれども、インフルエンザなども、今回は非常に急を要するというこ

ともあつてお願いをして、法改正をこのような形

でお願いをしておりますけれども、インフルエンザなども、今回は非常に急を要するというこ

続きまして、附帯決議の十九でございますけれども、その間のところはこの後の同じ会派の重徳委員が一つ一つ確認をされると思いますが、十九

歳の政府がとった対応について、第三者的立場

から、客観的、科学的に検証し、その結果を明ら

かにすること。」をお約束ください。これは西村大臣及び稻津厚生労働副大臣にもお願いしたいと思

います。

○西村国務大臣 ちょっと現時点で、どのような

形にするかは、まだそこまで思いが及んでおりま

せんけれども、いずれにしても、第三者、有識者

の目から見ていただいてしっかりと検証し、今後の

対応力を深化させていくようにしていただきたいといふうに考えております。

○後藤(祐)委員 既に、専門家の方にはいろいろな形で教えを請うておると思いますし、その方が客観的でないとは言いません。ですが、もはや一心同体になつてしまつておる面があると思ひますし、そこで下した判断についてはもはや責任を負つていらっしゃると思うんです、今の専門家委員会の皆さんなんかは。

ですから、ここでやる検証というのは、そういう方が入つちやいけないとは言いませんけれども、これまでのその決定にかかわつて、あるいはお墨つきを与えたような立場の人ではなくて、そういうことにかかわつていないような専門家の方々、いつぱいいらっしゃると思うんです、ほかにも。そういう方を中心第三者委員会を設置して、どうだったのかということを検証していただきたいと思います。それでないと、自分の下した判断について自分で検証すると、それは客觀的とは言わぬと思うんです。

今巻き込まれておられる、巻き込まれてと云うとちょっと失礼ですけれども、いろいろな専門的な知見を発表されておられる先生方は客観的な方だと思うんですよ。ですが、検証における客観性つてそういうことじやないと思いますので、そこを考えた第三者委員会をきちっと設置していただきますよう、今うなづいておられますけれども、ぜひそこはお願いしたいと思います。

そこで、何をやるかなんですかとも、五つほど挙げたいと思います。

一つは、PCR検査の拡大がなぜこのようない下船した後は電車で帰つちゃつたというよ

うなこと。

二つ目には、総理の全国一斉休校の要請といふことは是非あるいはやり方についての検証。

そして四つ目は、中国からの入国について、ま

ず湖北省縛りがあり、その後少し拡大しましたけれども、結局全土に拡大することなく今は二週間とめ置きという形に、時間をかけてだらだらとやりました、これについての検証。

そして五つ目に、そもそもなぜこの特措法の適用がおくれたのか、今出しているこの法改正案はもつと早く持つてくれればよかつたじゃないですか。

○稻津副大臣 そういうことを含めたこの五つについては、少なくともそれぞれの理由、経緯、法的根拠などについて検証すべきだと思いますが、いかがでしようか。

○西村国務大臣 まず、私の方からPCRについてお話をさせていただきたいと思います。(後藤(祐)委員「一個一個はいいですよ」と呼ぶ)よろしいですか。

○後藤(祐)委員 全体しっかりと検証して、そして、よりよい対応ができるように、同様の事例が起きた場合に対応できるようにしていきたいと考えます。

○西村国務大臣 副大臣、大変失礼しました。ちょっと、たくさんのことと一緒に確認しながら、今後の感染の拡大の状況を見て適切に判断していきたいと考えております。

○後藤(祐)委員 やるつもりはあるんですね。特措法を使わなくても政令指定ができるといふことです。

○西村国務大臣 現時点では考えておりませんが、専門家の意見を聞きながら、今後の感染の拡大の状況を見て適切に判断していきたいと考えております。

○後藤(祐)委員 今のは特措法ではないですね。特措法を使わなくても政令指定ができるといふことです。

○西村国務大臣 かつ今回、四十五条一項に基づいて知事が行う不要不急の外出自粛とか、これは一部の都道府県でやつてたりしますし、四十五条二項に基づいて本來知事が行う学校の休校要請は、総理が法律に基づかないで全国でいいとやつちやつていたりしますし、あるいは全国規模のイベントの中止、延期、規模縮小等の対応の要請なんというのもやつちやつていまして、要するに、この法律でないできないことって何なんですか。立法事実は何なのが、いま一つよくわからんないです。それは、今まで総理なんかが、えいとやつてしまつたものを、法律に基づいてやはりやるべきですね、人権制約が伴うわけですから。といふことに立法事実があるといふうに私は理解す

意味で、指定感染症、ちょっと待つてください。

○松本委員長 ちょっと時間をとめて。速記をとめてください。

〔速記中止〕

○松本委員長 速記を起こしてください。

西村大臣。

○西村国務大臣 済みません。

○西村国務大臣 感染症法上三十三条で、一類感染症については交通の制限等ができることとなっております。今回、指定感染症にこの新型コロナウイルスを指定をしておりますので、指定感染症で何ができるかを定める政令を二月一日と二月十三日に出してい

るんですが、そこにはこの交通の遮断を入れていません。ですので、そこで政令を改正して入

れれば、感染症法上の規定ができるようになります。

○後藤(祐)委員 やるつもりはあるんですね。特措法を使わなくてはならないことがあります。

○西村国務大臣 その要請ベースでさまざまことを要請も行つた

か。

それとも、今までできぬ措置を新たに、例えば四十五条三項で、休業要請に従わない場合の指示というのはさすがに今までいつていませんけれども、これなんかを新たにやるために今回の法律を出したんでしようか。立法事実は何でしょうか。

か。

○西村国務大臣 既に、この法律に基づかなくとも、例えれば出入国管理法に基づいて出入国の管理をする、あるいは検疫法に基づいて一定の検疫措置をとる、あるいは感染症法に基づいて、指定感染症に指定をしておりますので、感染症法上の措置は、先ほど申し上げましたように、政令でいろいろなことができるかできないか定めることができますので、そういうことを通じてやつております。

○西村国務大臣 まさに、さらには、法律に基づかずとも、いわゆる要請ベースでさまざまことを要請も行つた

か。

○西村国務大臣 この法律が、特に緊急事態宣言がなされた後、できることをちょっと確認したいと思いますが、まずは、イタリア・ロンバルディア州で行われているような強制的な移動制限、少し広がっているよ

うでござりますけれども、これは、特措法で緊急事態宣言をした後でも行うことはできないという

か。

○西村国務大臣 そつて今回、インフル特措法の対象とすることによって、まさに政府対策本部が立ち上がって、その後に緊急事態宣言が発出されれば、御指摘のように、例えれば四十九条の土地の使用、これは所有者、占有者の同意を得ないで土地の使用はできないようになるとか、あるいは、物資の売渡しの要請、これは医薬品とかマスクとかも含めてですけれども、これについてそういうことを要請ができますし、さらにはそれを保管をすることもできます

か。この規定で相当強力な措置が、これは都道府県知事に与えられる権限でありますけれども、こうした規定が使えるようになるということであります。これに対しては、政府対策本部長たる総理大臣から都道府県知事に指示もできるようになるわ

けであります。

ただ、きょうも既に議論されていますとおり、相當強い私権の制約を伴うものでありますので、これは、緊急事態宣言の発出に当たっては専門家の意見も聞いて判断していかなければなりませんし、そうした意味で、現時点でこれが今必要だということではなくて、今後、拡大に向かっていくのか終息するのかというまさに分かれ目の中、万が一のときに備えてこの法律の改正をお願いをしている。

私も、もう既に申し上げていますけれども、まさに伝家の宝刀として、本当に必要なときにはこれを用いて国民の生命を守らなきやいけないということではあります。できればそういうことはない方がいいわけでありますので、終息に向かって努力を続けているところでございます。

○後藤(祐)委員 幾つかの規定は、確かにこの特措法を使わなきやできないものがありますので、今の答弁のとおりなかもしません。感染症の範囲の話については、先ほど中川先生が御議論ありましたけれども、法制局長官、来ていただいておりますけれども、二〇一二年のこの法律が成立したときの法制局審査があつたと思うんです。そのときに、新感染症として未知のものに限定していたんですか。この特措法で適用する新感染症というのは未知のものに限定していたですか、法制局長官。今までの判断じゃないですよ。

○近藤政府特別補佐人 今回のこの特別措置法の一部改正法の審査に当たりましても、過去の審査録を参事官が見ておりますけれども、その審査録を私も再度拝見をしましたが、當時、あくまでも感染症法における分類を前提として、そのうちどれを対象にしますかというところから説明が始まっています。それで六条七項の新型インフルエンザ感染症と六条九項の新感染症、ただ、それは感染力の強いものに限らないとだめですというところから説明が始まっていますので、そもそも、新感染症とは何かとかいうのは、まさしく説明がないところから始まっていますので、その

時点ではそういう未知だ云々という議論はなくして、それは新感染症ではなく、感染症法の方の解釈を前提として始まっているということをご存じないませんでした。

○後藤(祐)委員 そうしましたら、新感染症を最初に定義したときの法制局審査録及び、今、二〇一二年に特措法をやったときの審査録をこの委員会に提出いただけますでしょうか。

○近藤政府特別補佐人 私どもの審査録の資料につきましては、基本的に各省庁から持ち込まれている資料でございますので、基本的に各省庁に相談の上で出さざるを得ないのですけれども、

報公開とかはしておりますけれども、もちろん、中身について、どうしても原省庁が秘匿せざるを得ないような個人情報とか企業情報が入っている場合がございますので、そういうところがございまますので、各省庁と相談しないと、ちょっと当局の一存では、そのままでは提出できないというふうに思います。

○後藤(祐)委員 特措法ができたときの二〇一二年のときの法制局の審査録及び感染症法に新感染症が定義されたときの同じく審査録をこの委員会に提出いただけますよう、理事会で協議願います。

○松本委員長 後ほど、理事会で協議いたしま

だいたと思いますけれども、もう一度確認をさせたいいただきたいと思います。西村大臣と稻津副大臣にお願いします。

○西村国務大臣 感染症法そのものは厚生労働省の所管でございますので、後ほど答弁もあるかと思いますが、今回、インフル特措法の方の改正をお願いするに当たって、感染症法を引っ張って、

相互補完的に感染症を防いでいくという法体系になります。頭の整理を行つてきましたけれども、繰り返しになりますが、やはり強力な措置でありますので、裁量の余地が広くて、恣意的に、何かすぐに入ンフル特措法に行くようなことはやはりない

年にしなきやいけないという要請もあります。

他方、本当に緊急のときは、直ちに新感染症として、未知のものが突然あらわれて、国民生活が物すごく脅かされ、急速に拡大しているという場合には、新感染症として直ちにインフル特措法をやらなきやいけない、そういう場面もある

と思います。

そのバランスを考えながら、他方で、先ほど申し上げたように、新感染症では未知のものと整理をしながら、どこかでわかれれば今度は指定感染症に行くわけで、そうなると、指定感染症になつた途端にインフル特措法の対象から落ちるというふうな課題もあります。

ですので、今回、この一連の事態が収束をした後に、しっかりと検証し、インフル特措法は感染症法との関係でどうあるべきかということをしっかりと検証して、必要なことを検討してまいりたいというふうに考えております。

これまで、法的根拠がない状態で、任意の要請、時に非科学的根拠に基づき、そして関係機関との最低限の調整もないまま安倍政権によりましてさまざま対策が講じられてきたと言わざるを得ない状況なんですねけれども、この法律を制定するに当たりまして、野党側は、緊急事態宣言をする場合にちゃんと国会に事前報告することなどを強く求めております。

何でそういうことを強く野党が求めているんだと大臣は認識されていますか。

○西村国務大臣 重徳委員もよく御案内のことお

り、この緊急事態宣言が発出されれば、先ほど来御議論がありますように、都道府県知事に私権の制約を伴う強い権限、措置の権限が与えられます。それで、そういう意味で、私権の制約、制限をするということで野党の皆さんには御懸念があつたも

年が経過いたしました。亡くなりになりました皆様方に心から御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様、そして、今なお避難生活を余儀なくされている皆様のために、一日も早い復興に向けて、ここのお部屋におられる委員の皆様方とともに力を尽くしてまいりたいと思います。

さて、本日は、新型コロナウイルス対策について、新型インフル特措法を適用する、そのための法改正の審議でございます。

これまで、イベントの自粛とか学校の一斉臨時休業の要請によりまして、対策である一方、中小企業、小規模、個人事業主の皆さん方には大変な経済的影響が出てきておりまして、健康問題でありますと同時に、あるいはそれ以上に経済問題と化しているというのが現在の状況だと思います。

その一方で、前例なき国家的危機に対応するためには役所限りではなくなかなか十分な対策ができる、ここにはやはり法的根拠が必要である、そう考えてまいりました。その意味で、今回の法律改正というのはもう遅きに失すると感じつつも、こ

うなった以上は一刻も早く法律を成立させるべきだと考えております。

これまで、法的根拠がない状態で、任意の要請、時に非科学的根拠に基づき、そして関係機関との最低限の調整もないまま安倍政権によりまして

さまざま対策が講じられてきたと言わざるを得ない状況なんですねけれども、この法律を制定するに当たりまして、野党側は、緊急事態宣言をする場合にちゃんと国会に事前報告することなどを強く求めております。

何でそういうことを強く野党が求めているんだと大臣は認識されていますか。

○西村国務大臣 重徳委員もよく御案内のことお

り、この緊急事態宣言が発出されれば、先ほど来御議論がありますように、都道府県知事に私権の制約を伴う強い権限、措置の権限が与えられます。それで、そういう意味で、私権の制約、制限をする

この検討することを、先ほどほとんど約束いた

本日は三月十一日です。東日本大震災から丸九

のとくに理解をしておりますが、我々、そういうふうに理解をしておりますが、我々、そういうふうに理解をしておりますが、我々、

意見をいたいたところでございます。

その中で、昨日、約二兆円の第二弾の緊急対応策をまとめたんですけれども、その前の日に、そ

の骨子について、これは自民党的政調から伺つてますけれども、それは何倍ですかね、国立感染症研究所三百六十二人に対して一万四千人以上あるとい

うことで、大変大きな組織でございます。そうして、ぜひ危機管理への対応能力を高めていただきたいふうに考えております。そうしたことも参考にならなかったところもあつたかと思いますけれども、そうして、やはり遅過ぎたり、やらなさ過ぎてもまたこれがだめだと思つんですね。

ですから、政府としては、まずは一義的には政府が対応する責任があるわけありますけれども、やはり立法府、我々は幅広い国民の声を踏まえた立法院でありますから、そこにきちんと報告を適時適切に行つべきであるというふうに考えております。

その意味で、ちょっとこの後、附帯決議案の一つ一つ確認をしていきたいと思ってるんですが、先ほど、私の資料じゃなくて後藤委員の資料で恐縮なんですが、附帯決議案の五番で、与野党に対しまして、政府は、情報提供を適切に行つとともに、与野党の意見を尊重して施策の実施に当たることとなっております。

与党は、議院内閣制ですから、当然意見を踏まえていると思つたけれども、野党の意見をもつと尊重する、もつと言えば、今回の新型インフルエンザの適用の是非についても、野党の意見もありましたので、そういうことも踏まえるべきであります。なかなかたかと思つますし、今後の、特に経済対策については野党の意見もしっかりと尊重していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○西村国務大臣　まさにこの附帯決議案にござりますように、施策の遂行に当たって、課題を共有し、与野党を超えてこうした事態に対処していくことは非常に大事だと思いますので、状況の変化も見ながら適時適切に情報共有を行つていただきたいと思いますし、今回、安倍総理が、この法律の改正をお願いする法案の提出をするという前に各党の党首と会談を行つていただき、また、各党首からさまざま御指摘のように、危機管理体制を強化していく

こと、これは大変重要な視点でございますので、検証して、今後、危機管理体制の不断の見直しを

進めていきたいと考えておりますが、御指摘のCDCも、数字を見ますと、予算は百倍以上あり、適切な環境を用意いたいたとあります。

搬送の中で一部容体が悪化する方もおられましたけれども、その他は大きな混乱もなく対応いただけて、三月九日の時点では、有症状になつた方は入院をされ、無症状で二週間を経過された方は自宅へ戻りということで、全ての方が退所をされたと

いうふうに伺つております。本当に改めて敬意を表したいと思います。

今回の対応は、当然、法律改正の前でありますので、特措法の枠組みを活用したものではありませんけれども、御指摘のよう、特措法の二十九条で同様の規定がございますので、今後この規定を活用するような段になつた場合には、今回のケースも大変参考になるケースだと思います。これで、参考しながら、しっかりと、いざというときにはまた対応できるようにしていきたいというふうに考えております。

○重徳委員　関連するような話にもなるんです

が、附帯決議の八番には、これは感染確定者との濃厚接触者を想定しているんですけど、そういうたつたという意味では、受入れは成功したという認識を病院関係者の皆さん方が持つておられました。これは生かせるケースじゃないかというふうに考へるんです。

今後、この特措法に基づいて、他の施設に同様の対応を求めるなんということもあり得ると思いまます。今回のこの藤田医科大学岡崎医療センターへの受入れをどう評価して、今後にどう生かしていくことお考へをお聞きしたいと思います。

○西村国務大臣　まさに今回の急な対応を要する中、受け入れを御決断いただいた、そして適切な体制を構築いたいた藤田医科大学岡崎医療センターには、そしてまたそこで従事された皆様方には、改めて感謝を申し上げたい、敬意を表したいというふうに思います。

○奈須野政府参考人　お答え申し上げます。

今回の事態で、飲食業、小売業、観光、宿泊、

イベント、こういった広範な白座などの影響を

受けれる業界から、いつ、その収入が得られないか

うか。あるいは法整備を更に考えるとか、そ

ういうふうに思つます。

この場合には、補償の検討もすべきだと考えます。

こういったことは特措法で対応可能なんでしょうか。あるいは法整備を更に考えるとか、そ

ういうふうに思つます。

この場合には、補償の検討もすべき

だければいいんですけれども、私の方で述べさせていただきますと、感染症法上では、十五条に積極的疫学調査があつたり、十六条の三で検体の採取、あるいは十七条で健康診断、こういった規定がありまして、まさに個々の患者・感染者等を特定することを前提とした措置を実施可能としているところであります。

他方、インフル特措法の方は社会全体にわたる対策を施行していくものですから、この特措法の中に対応するというよりも、法体系からいつて、感染症法で何ができるかを検討すべき事柄ではないかというふうに認識をいたしております。

○重徳委員 それでは次に、経済対策の話に入ります。附帯決議でいうと九番なんですねけれども、今回の事態によって大幅なマイナス成長となる可能性は極めて高いと認識せざるを得ないと思います。小売業、飲食業、観光、宿泊業、イベント関連業、こういった業界は、各種自粛の協力要請による直接的な影響が非常に大きいわけです。

無利子融資、きのうの政府の対応策第二弾でも融資については盛り込まれているんですけども、やはり融資ですから、返済する当、見込みがなければなかなか安心できないという状態であります。したがって、損失に対する補助金等の財政支援も求める声が非常に多いです、大きいです。

その意味で、この附帯決議には、一番末尾に「特に配慮すること」と、金融財政政策を講ずることを前提として、特に配慮すべき業界があるんだ、こういう書き方になつておりますが、補助金等の財政支援についてどのようにお考えでしょうか。

○奈須野政府参考人 失礼しました。お答え申します。

今回の事態で、先ほど御紹介のあつた、観光、宿泊、イベント、こういった自粛の影響を受ける業界から、予定した収入が得られないということでおつ終息するのか見通せないという声が上

がつております。

こうしたことと、昨日取りまとめた第二弾の緊急対応策では、日本政策金融公庫などにおいて特

別貸付制度を実施する、それから、売上げが急減した個人事業主を含む中小・小規模事業者に対し

て実質無利子・無担保の融資を行う、そして、こ

の特別貸付制度でございますけれども、元金

返済の据置期間というのがございまして、これまでの最長三年以内から、これを今回、最長五年以内に長期化するということで、新型コロナウイル

スの影響はいつまで続くかわからない、こういう中で、じつくりまずは事業の再生に取り組んでもらうというようなことで、返済計画が立てやすく

なるように工夫しております。

また、同じように、マル経融資につきましても、今回の新型コロナウイルスの影響を受けた方

につきましては、運転資金については一年以内を三年以内に、それから設備資金については二年以

内というものを四年以内にということです、それぞれ特別に据置期間を延長しております。

こうした資金繰り支援について、結局借りるものでしようということです。どうして返済原資を確

保したらしいのかということにつきましては、私どもとしては、まずは売上げを回復させるということによつて賄つていくことが基本だらう

と思っております。

そこで、今回、ものづくり・サービス補助金、それから持続化補助金などの生産性革命事業を活用して、設備投資や販路の拡大、こういった売上

げの回復の取組を支援することいたしております。

○奈須野政府参考人 す。こちらについては、きのうから公募を開始し

ております。今回、コロナウイルスの影響を受け

て売上げが減った、損失がふえたという事業者の方については、これらの補助金については優先的に採択するという方針にしております。

こうした対応もあわせて、新型コロナウイルス

感染症の影響を受ける事業者がこの難局を乗り越えられるよう、万全な対策を講じてまいりたいと考えております。

○重徳委員 取組をしようとしている姿勢は感じられます。

やはり、金額、口戻し、それから、もう一つ大事なのは申請、こういった融資にしても補助金に

しても、申請をするのが大変だ、書類も物すごいたくさん準備しなきゃいけない、こういったことがあります。

そこで、附帯決議十二番になりますけれども、いろいろ経済支援の制度を実施しても、中小企業や小規模事業者などにはなかなか届かないということが間々ありますね。これは、やはり縦割りの支援策で、窓口がわかりにくいため、何度も足を運ばなきゃいけないとか、こういうこともござい

ます。

ですから、ワンストップで手続をとれる仕組みをちゃんと整えること、それから、申請書類も簡素化して、かなり審査を迅速、合理的にすべきだ

といふうに考えますが、これは検討という言葉もちよつと入っておりますが、大臣、どのようにお考えでしょうか。

○西村国務大臣 確かに、今回、新型コロナウイルス感染症によるさまざまな影響を受けられた方々、大変苦しい思いをしている事業者あるいは個々の皆さんもおられると思いますので、その方

にできるだけ早くこうした支援を届けていきたい

というふうに考えております。

その意味で、手続きが煩雑であつたり、あるいは、あちこち、何カ所も何カ所も回らなきゃいけなかつたりというのには、これは一般論としても行政のあり方として望ましくないんすけれども、

特に、今回、急を要することでありますので、手続きが有効だという声も多いんですけれども、どう

うに考えておられます。

○西村国務大臣 まさにこの新型インフルエンザ、今回はコロナウイルス感染症が発生をして、それぞれ苦しい立場に中小企業の皆さん方が置かれている。そういう方が多いんだろうというふう

お考えでいらっしゃるか。

既に、先般、麻生金融担当大臣から民間の金融機関などに対して、既存の債務について、その返済の条件を変更、柔軟に行うようについて趣旨の要請を行つております。そして、返済猶予を行つよう

に思っています。

既に、先般、麻生金融担当大臣から民間の金融機関などに対して、既存の債務について、その返済の条件を変更、柔軟に行うようについて趣旨の要請を行つております。そして、それを銀行法に基づいて、どうことを報告を求めるにしておりまして、そういう意味で、かなり強い措置をしたかといふことを報告を求めるにしておりまして、そういう意味で、かなり強い措置に基づいて返済猶

予をお願いをしているところでございます。

あるとか、あるいは新型の助成金の話、こういったことをワンストップで迅速、円滑に受け付けることと今進めておりますし、また、中小企業につきましても、詳細がもしあれば補足していただければ、一元化をした窓口もございますので、その方から説明のあつたような施策を、ワンストップで、一ヵ所でしつかりと手続が終えて、早く終わるようにということで進めていきたいというふうに考えております。

○重徳委員 その上で、今度は十一番になりますけれども、貸付条件等について、柔軟な対応を要することと、返済猶予、とりわけ元本返済を、元本で

すればなきやいけないとか、こういうこともござい

ます。

そこで、返済猶予、とりわけ元本返済を、元本で

すればなきやいけないとか、こういうこともござい

ます。

○西村国務大臣 まさにこの新型インフルエン

ザ、今回はコロナウイルス感染症が発生をして、それぞれ苦しい立場に中小企業の皆さん方が置かれている。そういう方が多いんだろうというふう

お考えでいらっしゃるか。

既に、先般、麻生金融担当大臣から民間の金融機関などに対して、既存の債務について、その返

済の条件を変更、柔軟に行うようについて趣旨の要請を行つております。そして、それを銀行法に基づいて、どうことを報告を求めるにしておりまして、そ

ういう意味で、かなり強い措置をしたかといふことを報告を求めるにしておりまして、そういう意味で、かなり強い措置に基づいて返済猶

予をお願いをしているところでございます。

そして、御指摘のように、元本を猶予しても

らつて利息は払つていくよというケース、これは

私も経産省時代からもよくそういう事例を聞いております。利息を払わないなどどんどんどんどん膨らんでいってしまいますので、最小限の利息だけは払つていくよというふうなことも大事な視点だと

いうふうに思つております。

そして、あわせてさらに、今回、インフル特措法の規定もございますので、これは国会閉会中とか何か、緊急政令をやるときに、何かやる場合に、解散中であつたりとかそういう場合を考えて、厳格な要件を満たす必要があるのでないかと思ひますけれども、いずれにしても、実態上は、御指摘のようなケースも含めて返済猶予を要請をしているところでございます。

○重徳委員 それでは次に、先ほども触れました九番の中、金融財政政策と書いてありますが、この財政政策の中には税制も入るのかどうかというとの確認とともに、今、やはり消費や雇用への懸念が非常に強いですね。そういう中で、地元の良識ある中小企業や個人経営の方々からも、家計減税、要するに、消費をふやすために所得税とか消費税、こういったものを減税すべきではないかといふ声も悲鳴のように上がつてきているわけであります。

とりわけ、消費税をどのぐらいの規模下げるかはいろいろあると思いますが、例えば、消費税を緊急事態宣言期間中はゼロにするとか、こういったメッセージ性も含めた非常に強いインパクトのある政策をとるということとも考えられると思います。

そういう政策に対する経済効果、一体どのよううに捉えられておられますか。

○西村国務大臣 御指摘のように、新型コロナウイルス感染症の影響によって日本経済は相当厳しい状況になりつつある、こういう認識を持つております。

だからこそ、既に成立した補正予算を早く執行しようということで今進めております。先ほどありましたように、中小企業への補助金ももう公募が始まるということで、サプライチェーンが何か毀損したものを直していくようなことも使えるんだというふうに思いますし、昨日は、金融措置も含めて二兆円規模の第二弾の支援策をまとめた

ところです。現段階では、まずこれらを進めていくつて、さらには、今審議をお願いしております予算をまずは成立させていただいて、この中にも経済対策、地方の公共事業なども入っておりますので、地域の経済の傷んだところに、活性化につながっていくものというふうに考えております。

その上で、事態が収束すれば、今は自粛をお願いしているときですけれども、収束すれば、観光振興を一段としなきやいけません、地域の経済は落ち込んでおりますし、それから、消費の喚起もやつていかなきやいけない。そうした中で、今回にもインパクトを与えるのか、これを十分見きわめていきたいというふうに考えておりますけれども、その見きわめ、インパクトに見合うだけの、それだけの経済対策をやらなきやいけないというふうに考えて、将来、消費喚起策を含め、考えなきやいけないというのを頭に置いているところでございます。

その際、所得税減税、消費税減税の今御指摘もいたしました。一般論として言えども、所得税について非課税世帯について、ここは恩典が及びにくいというところもござりますし、消費税については全額社会保障に使うということで、今回、あるいは子育て世代の負担軽減にもつながつてきています。

だからこそ、既に成立した補正予算を早く執行しております、これは子育て世代の負担軽減にもついて、終息させ、その後にその大事でありますので、終息させ、その後にそのことで、きのうの第二弾の対応策の中に含めさせていますし、さらには、今回の影響

な対策をやつていければなというふうに頭で考えているところでございます。（重徳委員「税制も含まれるという読み方でいいか」と呼ぶ）

前例にとらわれることなく、これはさまざまなものというふうにしようということで進めているところです。

○重徳委員 経済の事態は深刻になつてまいります。

次は十三番なんですかねでも、過去の経験、とりわけバブル崩壊、金融機関の倒産が相次いだ九年以降、自殺者が三万人を超えたんですね。そういう時期が続きました。その後も長引きました。以前に比べて、今は非正規労働者の比率も圧倒的にふえております。そういう意味での雇用不安もあります。こういう中で、健康問題、経済生活問題、さらには自殺のリスクの高まり、こういったことにも発展しかねない状況になつてゐる。

このことについて、附帯決議では、政府は一人の命も犠牲にしないという強い決意のもとに、全国の自治体と連携し、自殺対策、生きることとの包括的支援を万全に講ずることというふうに書かれています。

附帯決議上、政府は、そういう強い決意のもとに書いてありますが、その強い決意あるいは危機感というものを持つておられるかどうかを確認したいと思います。

○西村国務大臣 御指摘のとおりでございます。

今回のこの感染症の影響によつて、さまざまの人、多くの人が影響を受けて、そして、特に厳しい経済環境にある方がよりその影響が大きいのではないかというふうに推察をしているところでございます。

そうしたさまざまなかつましい状況も踏まえ、今般、雇用調整助成金の対象にも、非正規の方も含めて、正規、非正規問わず対応する、あるいは、フリーランスの方に対してもしっかりと対応しようという

方には、これは返済免除ができる、返済免除要件つゝの小口の資金をお渡しする、こうした制度も今まであります。そこで返済免除がでける、返済免除要件つゝの小口の資金をお渡しする、こうした制度も今まであります。

そこで、今まででは、ともすれば場当たり的ともいふふうに考えておりました。こうしたさまざまな対応策を講じながら、まさに大事な命をお一人も失うことなく、ぜひ、これはもう政府一丸となってでありますし、国民一体となってこの危機を乗り越えていかなければなっています。

○重徳委員 はい、わかりました。

○重徳委員 はい、わかりました。

そこで、今まででは、ともすれば場当たり的ともいふふうに考えておりました。こうしたさまざまな対応策を講じながら、まさに大事な命をお一人も失うことなく、ぜひ、これはもう政府一丸となってでありますし、国民一体となってこの危機を乗り越えていかなければなっています。

○重徳委員 はい、わかりました。

そこで、これからは、行動計画が、既存のものがあります。そして、当然、今回の事態に合わせて、見直しといいましょうか、当てはめ方というものはいろいろバリエーションがあると思いますが、何せ国から、安倍総理がいきなり、突然言い始めめるみたいなことはもう極力避けなきや、現場の混乱は、あるいは批判を浴びかねないということがあります。

そこで、これからは、行動計画が、既存のものがあります。そして、当然、今回の事態に合わせて、見直しといいましょうか、当てはめ方というものはいろいろバリエーションがあると思いますが、何せ国から、安倍総理がいきなり、突然言い始めめるみたいなことはもう極力避けなきや、現場の混乱は、あるいは批判を浴びかねないということがあります。

じゃ、今この時点において、行動計画を今既に持つておられる都道府県、市町村は、今後、何を想定して、どういう準備をしておけばいいか、何が次に来るという構えをしておけばいいか、そのためたりを適切に早目早目にメッセージを送ることも国と地方の連携において大事だと思つんですが、そのためたり、つまり、行動計画に基づいて適切、迅速に施策が実行できるよう、どうにつけたことを各自治体は備えておけばよろしいと考えておられますか。

○西村国務大臣 御指摘のように、今ある新型インフルエンザ特措法に基づいて、政府も行動計画

をもう閣議決定しておりますし、各都道府県、市町村においても行動計画が策定されているものと、いうふうに承知をしております。

そして、今回、新型コロナウイルス感染症をこの法律の対象とするという改正が行われた場合は、今ある新型インフルエンザ用の行動計画が、それぞれ、それが使える、基本的にはそのまま使えるということです現時点では考えております。

したがいまして、都道府県においては、それぞれの行動計画に基づいて、これは毎年訓練を政府も行つておりますし、都道府県においても行われているものというふうに思います。

その行動計画を踏まえて、感染拡大への備え、医療体制の整備などを行つていくことが考えられますけれども、政府対策本部が立ち上がり、総合調整の機能がありますので、これは都道府県からさまざまなお手本も上がつてくる、要望も上がつてくる、あるいはこちらから、こういうことはできなかつたのかという、そういう調整を行う機能もこれがインフル特措法に基づいてできるようになりますので、こうしたことを通じて、都道府県側から、相談、要望にもしっかりと応えながら、しっかりと国、地方が連携をとつて、この事態を収束に向けて全力を挙げていただけるようにできればと思つてます。

○重徳委員 時間が来たようですが、今回、本来は法案の修正を私どもは求めてまいりましたが、それが実現できなかつたという意味においては、逆に言うと、今回の附帯決議というものの重みをぜひ政府・与党の皆さんにも感じていただいて、しっかりと与野党一致して取り組まなきやいけないと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○松本委員長 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党的塩川鉄也です。

新型インフル特措法の改正案について質問をいたします。

今回の法案は、この新型インフル特措法に新型

コロナウイルス感染症対応を盛り込むものであります。

そこで、まず、新型インフル特措法における緊急事態宣言に関してお尋ねをいたします。

第三十二条に基づいて政府対策本部長が緊急事態宣言を行うときに、あらかじめ専門家の意見を聞くということを法定していない、それはなぜなんでしょうか。

○西村国務大臣 ちょっと、法制定時の話をもう一度よく吟味をしなきやいけないかと思いますけれども、基本的にこの法律の体系の中で、基本的個人権の尊重といいますか、第五条で、さまざまな措置をとるときには最小化しなきやいけないという措置が盛り込まれておりますので、そういうことも含めて、しっかりとそこに縛りがかかるべきだ、などと私は理解をしているところでございます。

○塩川委員 いや、質問に答えていないんですが。

何で、専門家の意見をあらかじめ聞かなければならぬといふことが緊急事態宣言の場合につてそうならないといふのが、規定されていないのか。そこはどうですか。

○西村国務大臣 先ほど申し上げた緊急事態宣言というのは非常に重い措置で、都道府県知事に相手に強い権限、私権を制約する権限が与えられるところを義務づけているわけですけれども、やはり、まさに私権の制限、強い私権の制限を伴うような緊急事態宣言を行うときの要件はどうなっているのかといったときに、一番やはり問われる問題じやないですか。まさにそのときに、何であらかじめ専門家の意見を聞かなければならぬという義務づけがないのか、おかしいんじゃないですか。

○西村国務大臣 正直申し上げて、私も、最初にこの法律を読んだときは、そういう印象を持ったわけですが。

ただ、今申し上げたように、ちょっと法制局の資料をもう一度よく吟味しなきやいけません、過去の立法者の意思を含めてですね。当時、民主党政権で、先ほど、中川大臣が担当大臣で法制を制定されたわけではありませんけれども、そのときのこともよく調べなきやいけないと思いますが。

まずは、基本的対処方針を定めるときに、大きな方針を決めるときに専門家の意見を聞く専門的な知識を有する者、学識経験者の意見を聞かなければならぬといふことで、既に諮問委員会が設置をされているところでござります。

そういう意味で、この大きな方針を定める、基本的対処方針を定めるときに専門家の意見を聞くこと、そして、それに基づいてさまざまのこの法律

に基づく措置がとられるという意味では、大きな意味ではそこで専門家に意見を聞いているということでありますし、全体として基本的個人権の尊重を図つておるという理解でございます。

○塩川委員 今答弁が一部あつたんですけども、確認ですけれども、政府対策本部長が緊急事態宣言を行うときに、あらかじめ専門家の意見を聞くことは法定されていない、行動計画あるいは

基本的対処方針においては聞きますねと。ですから、特措法では、政府行動計画を作成するときは、「あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者との他の学識経験者の意見を聽かなければならない」と規定をしています。また、特措法では、政府行動計画に基づき基本的対処方針を定めるときは、「あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者との他の学識経験者の意見を聽かなければならない」と規定をしています。

そういう意味では、今お話しになつたように、大きな方針、政府行動計画や基本的対処方針をつくるときには、あらかじめ専門家の意見を聞くことを義務づけているわけですけれども、やはり、まさに私権の制限、強い私権の制限を伴うような緊急事態宣言を行つたときの要件はどうなっているのかといったときに、一番やはり問われる問題じやないですか。まさにそのときに、何であらかじめ専門家の意見を聞かなければならぬという義務づけがないのか、おかしいんじゃないですか。

○西村国務大臣 繰り返しになりますけれども、大きな体系としては、専門家の御意見をいただき基本的対処方針をつくり、それに基づいて緊急事態宣言を出すという法体系になつております。

その基本的対処方針をつくるのは、政府行動計画に基づいてつくることになつております。その対処方針を定めるときに専門家の意見をつくることになつておりますが、その政府行動計画の中でも、きちんと、緊急事態宣言を発するときには、その要件に該当するかどうかの判断について、この諮問委員会たる専門家の意見をしつかり聞いて判断をするということになつておりますので、そういう意味で、法体系上は、そういう形で専門家の意

な方針を決めるときに専門家の意見を聞いて、そのもとで緊急事態宣言も出される、その方針は聞いているということでありますし、それを補完する形で、まさに政府行動計画では、きちんと諮問委員会の意見を聞いて緊急事態宣言を行うことであります。

つまり、その中で、緊急事態宣言を出すときには専門家の意見を聞かなければならぬ、聞くこととしているということに、政府は閣議決定をたしておりますので、ある意味で、この法律の全体の体系を受けて、具体的に、そのような形で専門家の意見を聞くことを担保しているという整理になつています。

○塩川委員 いや、強い私権の制限を伴う緊急事態宣言を行つた際に、その要件が妥当かどうかといふこと、専門家の意見を聞かなければならぬかといふところが問われているわけですね。重篤性、感染性、この問題について、まさにあらかじめ専門家の意見を聞かなければならぬ。

この特措法というものは緊急事態宣言を行つてこの特措法といふのは緊急事態宣言を行つてのことが大きな柱の法律なんですから、その肝心なときに、あらかじめ専門家の意見を聞かなければいけないという義務づけが入つていいというのには、そもそもおかしいわけですよ。これはこの今までいいということでいいんですね。

○西村国務大臣 繰り返しになりますけれども、大きな体系としては、専門家の御意見をいただき基本的対処方針をつくり、それに基づいて緊急事態宣言を出すという法体系になつております。

その基本的対処方針をつくるのは、政府行動計画に基づいてつくることになつております。その対処方針を定めるときに専門家の意見をつくることになつておりますが、その政府行動計画の中でも、きちんと、緊急事態宣言を発するときには、その要件に該当するかどうかの判断について、この諮問委員会たる専門家の意見をしつかり聞いて判断をするということになつておりますので、そういう意味で、法体系上は、そういう形で専門家の意

見を聞くことは担保されているということでござります。

○塙川委員 強い私権の制限を伴うような緊急事態宣言を行う際に、あらかじめ専門家の意見をしつかりと聞かなければならぬというところが、一番の肝のはずなんですよ。そのところがここに盛り込まれていないと、いう点が極めて重大で、それはまさに今の安倍総理は、科学的知見を示さないまま政治的に判断をして、全国一斉休校を要請し、現場は大きな混乱が生じたわけあります。

この緊急事態宣言を行った際に、あらかじめ専門家の意見を聞くことの義務づけがないということは、容認できないということを申し上げておきます。次に、この緊急事態宣言に基づき、都道府県対策本部長は、外出自粛の要請や、学校・社会福祉施設・興行場等の使用制限・停止の要請や指示ができるとされています。

この要請の期間ですとか対象施設の範囲というのは、法文上の規定はもちろんないわけですから、どこでどのように定めるといふことなんでしょうか。○西村国務大臣 御指摘は、本部が立ち上がつた後、そして緊急事態宣言が出された後の四十五条の規定のことですね。

この規定については、使用制限・停止の要請あるいは指示、こうしたことができるわけですから、その期間とかそれから範囲について、それとも、その期間とかそれから範囲について、それがどの範囲で行うかということでありますけれども、確かに、ここも、都道府県知事は専門家の意見を聞くことにはなっていませんけれども、法文上はなっていないんですねが、法体系でいますと、先ほど申し上げたように、全体の基本的対処方針が専門家の意見を聞き設定されて、そのもとで、内閣総理大臣たる政府対策本部長が総合調整を行うということで、都道府県知事ともさまざま調整を行っていく中で、そうした専門家の考え方なども都道府県知事にはしっかりとお示ししてまいりたいことになるものと思います。

ながら対応していくことになるというのが実態だと思います。

○塙川委員 ういう形で進むかという御懸念も確かにありますから、そういうことではなくて、実際に具体的に措置を行う際に、その期間はどれぐらいなんですか、どの対象で行うんですか、そういうふたところについて法文上の限定がないという点で、先ほ

どひしていきたいというふうに考えているところでございます。

○塙川委員 ですから、緊急事態宣言、二年とか一年とか、この話はこれとしてあるわけですけれども、実際に私権の制限を伴うような要請を行う際に、それはいつまで続くんですか、どの範囲にかかるんですか、こういうところについて明示的に示されるものがないと、これは多くの方々に懸念が生じるのは当然のことと思うんですが、そればかりかがですか。

○西村国務大臣 この四十五条の条文に書いておりますけれども、まさに今回の場合は新型コロナウイルス感染症、これの潜伏期間とか治療までの期間とか、今さまざま症例が出てきておりますので、今ある専門家会議の中でもいろいろ御議論があつて、一定の整理がなされつつありますけれども、そうしたものをお考慮して一定の期間を定めることで、利用の制限の要請なりを行つていくということがでございます。

ですので、そういう意味で、政府対策本部においてしつかりと専門家の意見を聞きながら、それを設定をし、そして、施設については、一定面積も、そうしたものを考慮して一定の期間を定めることで政令指定がなされておりますの

○塙川委員 外出自粛の要請とか、一年なんという想定というのは、それ自身が極めて深刻な問題ですから、そういうことではなくて、実際に具体的に措置を行う際に、その期間はどれぐらいなんですか、どの対象で行うんですか、そういうふたところについて法文上の限定がないという点で、先ほ

ど大臣の答弁にも、知事が行うような場合にも専門家の意見を聞くことにはなっていないというふうに思いますが、場合によると、その知事の判断で恣意的な運用が行われるのではないか、こういった点での歯どめがないということも指摘をせざるを得ません。必要以上の私権制限が行われる懸念が生じるということを申し上げておきます。

さらに、特措法では、緊急事態宣言の前であつても、第二十四条において、都道府県対策本部長の権限が規定をされております。

第二十四条の第九項では、公私の団体、個人に対する、必要な協力の要請をすることができると思います。

○西村国務大臣 この第二十四条第九項に基づく要請内容には、何らか限定というのはあるんですか。

○西村国務大臣 御指摘の法二十四条の九項、これにおきましては、御指摘のように、公私の団体、個人に対しても協力の要請をすることができるとあります。

○西村国務大臣 第二十四条第九項に基づく要請内容には、何らか限定というのはあるんですか。

○西村国務大臣 御指摘の法二十四条の九項、これにおきましては、御指摘のように、公私の団体、個人に対しても協力の要請をすることができるとあります。

○西村国務大臣 そこで、この法律を適用する段階というのは、まさに今回規定をさせていただいたように、蔓延のおそれが高いと認めるときでありますので、まさに、それをはっておくと、蔓延によって国民の生命、健康に重大な影響を及ぼし、そして国民生活、経済に大きな影響を及ぼすという事態が想定されるときでありますので、そういう、国民の命を守らなければいけないという要請と、それから、五条に書かれているように、私権の制約については最小限に有効であるべき、基本的人権を尊重すべきという、この両方のバランスを適時適切に考えながら、どこまでの措置をやれば命を守れるのか、あるいはやり過ぎとならないのかというふうなことを常に考えながら判断をしていくということになると思思います。

○塙川委員 そうしますと、緊急事態宣言の前の段階での、蔓延のおそれが高いと認められるところ、この新型コロナウイルス感染症対策が特措法で動き始めると、いう事態になつた、そういうときには、第二十四条は、権限行使が知事は可能になります、蔓延のおそれが高いと認められるときと、あるいは大規模イベントの中止といった要請を行うことがあります。

○西村国務大臣 まさに今回、法律改正をお願いして、新型コロナウイルス感染症をこの対象にすることもあり得る。そこへの歯どめというのは何があるんですか。

○西村国務大臣 まさに今回、法律改正をお願いして、新型コロナウイルス感染症をこの対象にすること、蔓延のおそれが高いと認められるると厚労大臣が報告して、政府対策本部が立ち上がります。それによって幾つかの、先ほどおつしやつたような措置が適用できるようにな

こともやれると、いうことですか。

○西村国務大臣 まさに、法人格の有無を問わず、専門家の意見を伺いながら、私権の制限との関係も十分配慮して、適切に判断が行われるように思っています。

ります。

その上に、次に、緊急事態宣言が発出されれば、更に強い権限が与えられるということでありますけれども、まさに、緊急事態宣言のときは、全国的かつ急速な蔓延により国民生活、国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるという段階でありますので、当然、国民の命を守り、そして生活・経済を守っていく、特に生活を守つていくといふところで、これは、やはり封じ込めるために必要な措置はとらなきやいけないということであります。ただ、そのときも、五条にありますように、基本的人権の尊重がありますので、その措置は必要最小限ではならないということがかかるてあるわけであります。

したがいまして、基本的対処方針の中で、専門家の意見を聞きながら、そうした方針をしっかりと定めて、そして、それに基づいて適時適切に判断をしていくということでございます。

○塙川委員 要請内容に限定がないということであつたわけですから、知事の判断でいわば私権制限を伴うような要請が行われることへの歯止めがないということになります。そういう点で、このままの規定、条文でいいのかということが出でてくるわけであります。

二〇一二年の新型インフルエンザ対策法の審議における参議院の附帯決議があります。先ほど中川委員も紹介されておられましたが、第十七項の、新型インフルエンザ対策に係る不服申立て又は訴訟その他国民の権利利益の救済に関する制度については、本法施行後三年を目途として検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることある。これについては政府はどのように対応したのかをお聞きします。

○西村国務大臣 第十七項の項目でありますけれども、御指摘の項目につきましては、法の公布後、平成二十四年に開催されています新型インフルエンザ等対策有識者会議におきましても、行政不服審査法等で対応するという原則を示しておなつて、大阪府の吉村知事をトップに、府下の市

うに承知をしておりますが、いざれにしましても、附帯決議に書かれていることでもございませんけれども、この中で、大阪が得てきましたまさに、緊急事態宣言を行いたいというふうに考えているところでございます。

○塙川委員 行政不服審査法という一般法での対応で済ます話ではない、まさに私権制限をもたらすような緊急事態宣言を行える、そういう特措法においての人権侵害に対する救済措置というの規定が盛り込まれていらない法律です。私権制限を行なう場合における人権侵害の救済措置や経済的被害もたらす特措法の改正は認められないということです。

この緊急事態宣言の決定過程の記録の作成、保存、公開といった透明性の確保や科学的な知見を踏まえた専門家の事前の関与などが、保障する規定が盛り込まれていらない法律です。私権制限を行なう場合における人権侵害の救済措置や経済的被害の補償措置も規定をされておりません。

法律の勝手な解釈を繰り返してきたのが安倍政権であり、安倍総理のもとで、国民の権利制限を行なう場合における人権侵害の救済措置や経済的被害を申し上げて、質問を終わります。

○松本委員長 次に、浦野靖人君。

○浦野委員 日本維新の会の浦野靖人です。よろしくお願いをいたします。

まず初めに、東日本大震災から九年がたちました。改めまして、亡くなられた方々への哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

また、新型コロナウイルスによってお亡くなりになつた方々の御冥福をお祈りするとともに、現状の感染拡大、一部ではクラスターが疑われる。これは、感染症対策本部の基本方針の中でも、恐らく小規模患者クラスターというふうな表現で言われているものだと思いますけれども、こういつじやないかというふうに我々は考えていました。

町村が一体となつて今対応をしているところです。情報の共有など体制を整えてやつておるわけです。今回の新型感染症の終息後には、改めてその課題についても検討を行いたいというふうに考えています。

そこで、医療崩壊を阻止するための措置、これも共有させていただいているでしょうし、ツイッターなどで吉村知事が積極的に発信をしました。

日々の提言で、主に我々が、二月の三日、二月の、一番最初の提言で行なわれていた新型コロナウイルス感染者、罹患者に対する情報公開、これは、当時は、なかなか情報公開されなかつたものを政府の方でいろいろと考えていただいて、情報を、もちろん風評被害や個人情報の保護に配慮しながら、公開をしていただけるよう、前向きに対応していただきました。

そのときに、同時に、感染症への対応に關する政府権限の拡大、要は、今、きょう議題になつております新型インフルエンザ等と並びになるよう対応を、政府の権限を拡大してほしいという提言も行なせていただいております。

また、出入国の管理、これも今、対応していたりしておりますけれども、この時点で、指定した国、地域からの外国人の入国を拒否できるようにしてほしいという提言もさせていただいております。

二回目の提言でも言わせていただけたらと思います。

〔委員長退席、関（芳）委員長代理着席〕

○西村国務大臣 この新型インフルエンザ特措法が改正されて、新型コロナウイルス感染症がその適用対象となつた場合には、四十五条に基づいて、まさに大規模施設の使用制限とかイベントの制限、停止、こうしたものが、都道府県知事が要請、指示を行うということをできる権限が付与されます。

一回目のときに我々がお願ひをさせていただいた一番重要な項目は、緊急立法協議会の設置でした。これは我が党の遠藤国対委員長が議運で提案をさせていただいた。その中で、それはしないということで議運ではねられたという経緯はありますけれども、こういった、与野党関係なく、しっかりと新型コロナウイルスにこの二月の頭で対応していくなら、もう少し解決できることもあつたん

も、ある程度、入国禁止措置がまだできていなければ、このときは、中国全土から入国禁止措置をすべきだという提言をもう一度させていただきました。

そして、医療崩壊を阻止するための措置、これは医療機関と介護施設にマスク等を優先的に供給するというお願いです。

あと、休業補償。これはフリーランスの方にもということ。これはもう、我が党だけではなく、各党からも訴えがありましたし、それに対応するただいで、何点か実行していただいたということは、手前みそかもしれないけれども、率直に感謝をいたしたいと思います。

二回目の提言でも言わせていただけたらと思ひます。

まず、出入国の管理、これも今、対応していたりしておりますけれども、この時点で、指定した国、地域からの外国人の入国を拒否できるようにしてほしいという提言もさせていただいております。

また、出入国の管理、これも今、対応していたりしておりますけれども、この時点で、指定した国、地域からの外国人の入国を拒否できるようにしてほしいという提言もさせていただいております。

二回目の提言でも言わせていただけたらと思ひます。

そこで、そのときの損失補償についての考え方でありますけれども、これは、法体系全体で見ますと、幾つかそういう、要請なり指示をした場合にございます、土地の使用があつたり、今の使用的利用制限があつたり、いろいろございます。それを系統的には、緊急措置の内容と強制力、それから対象者がこうむる不利益、こうしたものを総合的に勘案して位置づけられているものというふ

うに考えております。

ですので、土地の使用とか、こういったものについては損失補償の規定がござりますけれども、ないものもあるわけであります。したがつて、全てのものの補償措置を法律上位置づけることは、これは慎重に検討していかなければいけないというふうに考えております。

な対応をお願いをしたりしている中で、中小企業の皆さん資金繰りが苦しくなつたりしているところはよく承知をしております。何とか踏ん張つていただきたい、そういう思いで、昨日も二兆円規模の対応策をまとめたところでありますて、無利子、無担保でお貸しをする、あるいは、小口の資金についてはもう、すぐに手続を簡素化して出せるようにしておこうじゃないか、こういったこと、あるいは、既存の債務についても、借金についても、返済を猶予してもらえるように、民間金融機

関等に要請をしていろいろなところでござります。あるいは、休みになつて、休ませなきやいけない従業員の方々の休業補償についても、雇用調整助成金で、これは非正規の方も含めて対応しているところでございまして、そうした対応で、何とか資金繰りと雇用、これを守れるように、中小企業の事業と雇用を守れるように対応しているところでありますけれども、このインフル特措法の対象となつて、こうした事態に、四十五条が適用されるような事態になつた場合にも、今回の、今対応していることも踏まえて、適切に対応していくければというふうに考えているところでございまます。

〔関（芳）委員長代理退席、委員長着席〕
○浦野委員 ゼひしつかりと対応していただきたい
いとります。

もう、点、今、現在既に行われている選挙もございます。これから選挙を迎える地方の自治体はたくさんございます。この中で、今、例えば、選挙活動でいいますと、握手だとか、あとミニ集会会

だと、そういうものがありますけれども、そ

いつたものも一定これで制限をせざるを得ない」となると思います。そうなつた場合、やはり、選挙の公平性といいますか、もちろん、現職がもう有利になつてしまふ可能性が出てきます。

こういつた場合に、私は、選挙の公平性の観点から、期間を延期する、期日を延期するとか、そういうことも考えないといけないんじゃないかな

と思つてゐるんですけれども、その点についてほ
いかがでしようか。

○西村國務大臣 今ちょうど、もう選挙をやつて
いるところもござります。感染拡大防止をうま
く、それをちゃんとやりながら、何とか、苦労し
て、工夫して活動されているんだろうと思ひます
けれども、選挙の公示日前にこういう緊急事態が
発出されるようなケースもひょっとしたら出てく
るかもしれません。ただ、今回は、この特措法の
改正案にはそういうことは我々盛り込んでおりま
せんし、そもそもインフル特措法にもそういう規
定はない、つまり……。

選挙は、やはり、民主主義の最も根幹をなすものというか、意思表示をする大事な手段でありますので、仮に選挙を適正にとり行うことができないような事態が発生した場合には、これはやはり、個別法、法律をつくって対応するというのが基本だというふうに思います。私の地元の阪神・淡路大震災のときもそうですし、東日本の大震災のときもそうだと思いますので、基本は、個別で法律をしっかりと立法して行うというのが基本だというふうに考えております。

○浦野委員 それでは、時間が参りましたので、質問を終ります。

○松本委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○松本委員長 これより討論に入ります。
 討論の申出がありますので、これを許します。
 塩川鉄也君。

日本共産党を代表し、新型インフルエンザ特措

法改正案に反対の討論を行います。
本改正案は、新型コロナウイルスを二年間、インフル特措法の対象に追加をするものです。

地使用も可能とした私権制限が行えるようになることです。これらは、憲法に保障された移動の自由や集会の自由、表現の自由といった基本的人権を制約するものであり、経済活動にも大きな影響をもたらすものです。

当該都道府県事がこれらの私権制限の要請、指示を行う出発となるのが、政府対策本部の本部長である内閣総理大臣が行う緊急事態宣言です。政
府は、重篤である症例の発生頻度が相当程度高い、全国的かつ急速な蔓延を挙げていますが、重

筆 謂延をいかなる基準で誰が判断するのか曖昧です。政府行動計画の作成や基本的対処方針を定める際にはあらかじめ専門家の意見を聞かなければならぬとしながら、私権制限を伴う緊急事態宣言の決定には専門家の意見聴取を義務づけていないことは重大です。

外出の自粛は、どこの地域で、いつまでなのとか、各種施設の使用制限は、どのような施設が対象で、いつまでなのかといった歯どめはなく、必要以上の私権の制限が行われる懸念が拭えません。特措法には、これらの制限がもたらす人権侵害に対する救済措置はなく、経済的措置に対する補償もありません。

緊急事態宣言のもとでは、指定公共機関のNHKも政府対策本部長の総理から必要な指示を受けないこととなつており、NHKの自主性、独立性を害に対する救済措置はなく、経済的措置に対する

確保できず、国民の知る権利を脅かしかねません。

体、個人に対し、必要な協力の要請を可能とする

特措法は、市民の自由と人権の幅広い制限をもたらし、その歯どめが極めて曖昧なもので、問題があります。そのような法案をわずか三時間で採択され、手洗いの奨励にとどまらず、外出の抑制や大規模イベントの開催検討などが含まれることを否定しておらず、歯どめがかからっていません。

決を行なうなど、断じて許されません。
安倍総理が突如打ち出した全国の学校の一斉休校の決定は、専門家の意見も聞かず総理の独断で決定したこと、国民は強い不安を抱いています。本案によつて安倍政権に緊急事態宣言の発動を可能とすることは、断じて認められません。

以上、反対の討論を終わります。

○松本委員長　これにて討論は終局いたしました。

法の一部を改正する法律案について採決いたしました。内閣提出新規インブルエンサ等対策特別措置法の一部を改正する法律案について採決いたしました。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松本委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○松本委員長 この際、ただいま議決いたしました本案に対し、井上信治君外四名から、自由民主党・無所属の会、立憲民主・国民・社保・無所属の会・フォーラム、公明党、日本維新の会・無所属の会の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。今井提出者から趣旨の説明を聴取いたします。今井雅人君。

○今井委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明いたします。

たきます。

(案) 新型ノルマ等対策特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)に定める新型インフルエンザ等緊急事態宣言(以下「緊急事態宣言」という。)に係る各種の措置は国民生活に重大な影響を与える可能性のあることに鑑み、定められた要件への該当性については、多方面からの専門的な知見に基づき慎重に判断すること。

二、政事処理の新規化等
緊急事態が発生したと認める判断をするに当たっては、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴取すること。

三、緊急事態宣言をするに当たっては、特に緊急の必要がありやむを得ない場合を除き、国会へその旨及び必要な事項について事前に報告すること。緊急事態宣言を延長する、区域を変更する、又は解除する場合も同様とする

四 特定者に限り知事から特定の取扱い並びに
指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型
インフルエンザ等緊急事態措置を実施したと
きは、遅滞なく、その旨及びその理由を政府
対策本部長に報告すること。政府対策本部長
は、報告を受けた事項を取りまとめ、緊急事
態宣言の実施状況について、適時に国会に報

五　課題の共有・解決に向け、与野党に対しても必要な情報共有を適時、適切に行うとともに、与野党の意見を尊重して施策の実施に当たること。

七 要な措置を迅速かつ組織的に幅広く実施すること。その際、都道府県・市町村等がそれぞれの行動計画等に基づき迅速・的確に施策を実行できるよう、政府が持つ情報や学識経験者の意見を提供し、最大限の支援を行うこと。

八 各種対策を実施する場合においては、国民の自由と権利の制限は必要最小限のものとすること。また、関係機関に対しても、その旨徹底すること。

九 必要と認められる者については、早期にPCR検査を実施するとともに、健康観察を行うための体制を確立すること。

十 今回の事態により、大幅なマイナス成長になる可能性が極めて高いことを前提に、消費と雇用に重点を置いた万全の金融・財政政策を講ずること。その際、サプライチェーンの寸断等や風評被害を含む顧客の大幅減少により大きな経済的影響を受けている中小・小規模企業、個人事業主・フリーランスのうち、新型コロナウイルス拡大に伴う減収が一定程度を超える事業者に対して、事業継続が可能となるよう特に配慮すること。

十一 特措法第四十五条における施設利用等の制限要請等を行ふに当たっては、その実効性の一層の確保を図るため、当該要請等によつて経済的不利益を受ける者への配慮を十分に検討すること。

十二 生活や経済に支障が生ずる国民や企業が相談できる窓口を開設し、ワンストップで各種支援制度の申請手続が行えるよう早急に検討すること。その際、緊急的かつ深刻な経済情勢に鑑み、申請手続における提出書類や各種条件を極力簡素化するとともに、審査は迅速かつ合理的に行うようにすること。

十三 過去の経験に照らせば、新型コロナウイル

ルス感染症の影響か、健康問題にとどまらず、経済・生活問題、さらには自殺リスクの高まりにも発展しかねない状況となっていることを踏まえ、政府は一人の命も犠牲にしないという強い決意のもとに、全国の自治体と連携し、自殺対策(生きることの包括的支援)を万全に講ずること。

た

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○松本委員長　〔賛成者起立〕

この際、本附帯決議に対し、政府から発言を求
められ、本決議を付することに決しました。

○西村國務大臣。 ただいま御決議になられました。

附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしまして努力してまいります。

○松本委員長 お詰りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願

いたいと存じますか 御異議あり

○松本委員長 御異議なしと認めます。よつて、
そのように決しました。

「報告書は附録に掲載

○松本委員長 次回は、来る十三日金曜日委員会

を開会する」ととし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十一分散

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一 部

改正する法律案

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二 部を改正する法律)

十四年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

附則第一条の次に次の二条を加える。

(新型コロナウイルス感染症に関する特例)

第一条の二 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有する)とが新たに報告されたものに限る)であるものに限る。第三項において同じ。)については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律(令和二年法律第二号。同項において「改正法」という。)の施行の日から算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等とみなして、この法律及びこの法律に基づく命令(告示を含む。)の規定を適用する。

2 前項の場合におけるこの法律の規定の適用について、第十四条中「とき」とあるのは、「とき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る)であるものに限る)があつては、そのまん延のおそれが高いと認めるとき)」とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の場合において、改正法の施行前に作成された政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画及び業務計画(以下この項において「行動計画等」という。)に定められていた新型インフルエンザ等に関する事項は、新型コロナウイルス感染症を含む新型インフルエンザ等に関する事項として行動計画等に定められているものとみなす。

この法律は、公布の日の翌日から施行する。

附 則

理 由

新型コロナウイルス感染症の発生及びその蔓延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えることが懸念される状況に鑑み、この法律の施行の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する新型インフルエンザ等とみなし、同法に基づく措置を実施する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

令和二年四月十四日印刷

令和二年四月十五日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C